

第六十五回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第二十三号

昭和四十六年四月二十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 堀川正十郎君

理事 山口 鶴男君

理事 吉田 之久君

理事 龜山 孝一君

理事 高島 修君

理事 中山 正暉君

理事 野呂 恭一君

理事 豊 永光君

理事 細谷 治嘉君

理事 桑名 義治君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 荒木萬壽夫君

(國家公安委員長)

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁交通局長 片岡 誠君

自治省行政局長 宮澤 弘君

自治省行政局長 山本 明君

消防庁長官 降矢 敬義君

委員外の出席者

議員 山口 鶴男君

通商産業省重工業局自動車課長 大永 勇作君

運輸省自動車局整備部長 隅田 豊君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

委員の異動
四月二十八日
辞任
山本 幸一君
補欠選任
細谷 治嘉君

同日
辞任
細谷 治嘉君
補欠選任
山本 幸一君

本日の会議に付した案件
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八三号)(参議院送付)

地方財政法の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第二〇号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第二二二号)

○普委員長 これより会議を開きます。
道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○片岡政府委員 業務上過失致死傷の問題かと思いますが、三年以下の禁錮に処するという罰則が五年以下の懲役または禁錮に処するというふうに改正になったと記憶しております。

○細谷委員 それはわかつておられるのだ。それがどういう効果があったのか、こういうことを聞いています。もしわからなければ、あとで詳しい改正前と改正後——言ってみますと、この刑法は国会でもういふん問題になった法案でございまして、継続審議、継続審議と、こういふような形でよりやく四十三年に成立したときから議論されたわけですが、その際にいろいろな角度から議論されたわけですが、そしてまあ改正になったわけですが、その効果といひますか、前後で具体的にどういう違いが起こっているのか、これをお尋ねしている。

○片岡政府委員 手元に資料がございませんので、法務省刑事局のほうと相談しまして、その後の判決の状況その他の関係資料を差し出したいと思っております。

○細谷委員 まあ突然ですから手元に資料はないと思いますが、大体この効果があつたかなかつたか、この辺はどうですか、原則的に。

○片岡政府委員 一般的な予防的な効果は私にはあつたと思ひますが、具体的にそれがどのようにに個々の裁判において適用になつていつているかという資料を手持ちしておりませんので、それを見ましてまたお答えしたいと思ひます。

○細谷委員 当時まあ三年というのが最高でしたから、三年というのがほんの幾つかの一、二の例で、大部分がやはり一年とか二年ぐらいであつたのですよ。ですから三年にするのが交通事故等抑制の大きな効果があるかどうかという疑問が投げられたわけですが、そこで、これによって、たとえばその後三年以上の刑が確定したという例がございいますか。

○片岡政府委員 手持ち資料がございませんので、後刻見まして、資料として差し上げたいと思ひます。

○細谷委員 せんたつて警察庁のほうからいただいたわけがございしますが、交通事故等による懲戒処分、四十三、四十四、四十五年等の三年の数字を見ますと、停職というのが非常にふえてきておるわけですね。これは警察官だけですね。

○片岡政府委員 これは警察官と警察部内にいる警察官以外の職員を含めての、警察に勤務している職員でございします。

○細谷委員 そこで自治省のほうにお尋ねしたいのでありますが、この交通事故等によりまして、過失等によつて免職になつた例がございしますか。

○山本(明)政府委員 四十四年度の四月一日から四十五年の三月三十一日まで、四十四年度でございしますが、都道府県で免職十九人、市町村で二十一人、合せて四十一人。前年度が三十八人でございしますから、二人ほどふえておるといふ傾向でございします。

○細谷委員 これは全部過失事故ですか。

○山本(明)政府委員 過失によるか、ちよつと私も存じませんが、要するに、道交法違反で懲戒処分を受けた者という資料でつたものでございします。

○細谷委員 これは刑が確定して自動的に分限免職になつたんですか、その辺はどうなんでしょうか。

○山本(明)政府委員 違います。分限じゃないに、懲戒処分を受けた者が四十名でございします。

ます。

○細谷委員 たえば飲酒運転とかあるいは無免許運転とか、そういうことによつて事故を起こして、それによる免職。わかりました。

そうしますと、お尋ねしたいことは、この交通事故によりまして分限によつて職を失つた例がございいますか。

○山本(明)政府委員 分限によつたかどうか、ちよつとつまびらかにいたしません、私のほうで刑事処分をされた者、いわゆる懲役とか禁錮の刑によりまして、この数が都道府県で懲役が二、禁錮が六。市町村で懲役が二、禁錮が十四。合せて二十四件でございます。そして前年に比べて懲役が二減つておりますし、禁錮の刑による者が一名減つておるといふことで、刑事処分による数は三名ほど減つております。

○細谷委員 そこで、いまその懲役と禁錮、まあ禁錮が非常に多いわけですが、この過失の内容はわかりませんか。

○山本(明)政府委員 そこまではつまびらかにいたしておりません。

○細谷委員 そこで、いまお聞きいたしますと、かなりの人が職を失つておるわけですね。

さらにお尋ねいたしますが、免職等いわゆる二十八条の分限によりませんが、分限による免職のほか、休職とかあるいは昇給延伸等を受けた例があるかどうか、いわゆる懲戒処分を受けた例があるかどうか。

○山本(明)政府委員 先生のお尋ねと若干違ふかもしれませんが、私のところでも、四十四年度におきましては戒告、減給、停職等によりまして懲戒処分を受けた者、たとえば具体的に例を申し上げますと、都道府県と市町村を合せて戒告が千四百八十二人、それから減給が千六百三十七人、それから停職が二百九十二人、これは前年に比べて約千人程度の増加になっております。そういう実情だけ把握いたしております。

○細谷委員 そこで、この地方公務員法という法律ができたとき、昭和二十六年かと思うのです、今日、昭和四十六年、二十年後の今日というのは、文字どおり交通事情は一変しておるわけですね。いわゆる交通事故というのは交通大戦争といふことばで表現されるような事態になっております。事地方公務員の生活に關係する問題でもありますので、こゝまで事情が変わつてきておりますと、文字どおり事情変更でありますから、公務員に対する十六条なりあるいは二十八条なりについては、現況に合うように手直しをする段階にあるのではないかと、こう思います。ただ、私が申し上げたいことは、手直したからといって、それじゃ交通事故をやつても過失といふことであればいいんだといふことで、交通事故を促進するような効果があつてはむしろ困る。これは大前提ではどう用心したつて起こる可能性があるわけですね。そういう点で、今日の状況からいくと、客観的に法律を手直しすべき状況にあるのではないかと、こう思ふのであります。いかがですか。

○山本(明)政府委員 先生御質問のように、十六条、それから二十八条の四項でございますが、ここに現在規定がございすけれども、いわゆる禁錮の刑以上に処せられた者に対して云々といふことで交通事故の問題を処理するといふよりも、条例でいろいろいふおつしやいましたような事情変更の問題に對処するといふ方法があるのではないだろうか。実は、実際の条例によりまして特別の定めをいたしまして除外をいたしておりますのが東京都、それから六六市、その他市で三十くらいございす。合せて約四十近い自治体がいふ、いま申しましたような交通事情の非常な変革をいふ、私には条例の面での問題も措置すべきではないだろうか、このように考へておるものでございす。

○細谷委員 条例の面といふことでありますけれども、いま東京都の話が出ましたから、その点についてお聞きするのであります。昭和三十四年の一月八日付で東京都の人事部長あてに自治省の公務員課長の回答がございす。それによりまして、問は、地方公務員法第二十八条第四項の運用についていふことで、地方公務員法第二十八条第四項には職員が欠格条項に該当しても条例に特別の定めがあれば失職しないこともありうるよう規定してあるが、次のことについてご教示願ひたい。近時都市における交通量の激増にともない自動車及び電車の運転手等が業務上過失致死傷または業務上過失往來危険罪の有罪判決があつた場合、平素の勤務成績を勘案し、情状により失職しないものとす旨の規定を条例に設けることは適当かどうか、こゝういふことです。これに對する自治省公務員課長の回答は「設問の場合、適当かどうかは貴部において判断すべきものであるが、一般的には適切なものとは考えられない」、こゝういふ回答なんです。これは三十四年の一月なんですよ。いまの公務員部長の御回答によりまして、三十四年からはもうすでに十一、二年たつておる今日、状況は地方公務員法が制定されたときよりも、三十四年の事情、その間の事情よりも、三十四年以降の激変が起つておるわけですから、この地方公務員課長の回答よりも、これはきわめて消極的な回答なんです、積極的な意味においてこの問題を考えておると受け取つてよろしいかどうか。

○山本(明)政府委員 一方には交通事故に對します国民感情といふものもございす。先ほど先生もおつしやいましたように、交通事故を大いにやれといふ意味の問題ではないという御質問もございす。一方には国民感情を考へながら、片一方にはやはり現実の事態が動いてきておるといふことを私は考へるべきであらうと思つておる。そして先ほど申しました四十程度の市町村におきまして条例を調べてみますと、職務遂行中に過失によつて、そして禁錮の刑を受ける、これが執行猶予になる、そういう者に対しては情状を酌量して、条例で失職にしない。いわゆる例外

規定を設けておるといふような、六つほどの条項を抽出いたしまして条例ができておるといふような実情でございす。私はこの実情といふのは、先ほどから申し上げてまいりました、交通事情が今日のようになつてまいりますと、従来、三十四年に行政実例を出したときの消極的な態度よりも、やはり前向きの方でこの問題は処理すべきであらう、こゝういふ気持ちを持つております。ただ、具体的にどういふふうなかつたのか、たとえば公務中といふにしても、どういふふうな公務中の実態をつかまえたらいふかといふ問題もございす。いろいろな事例もございすので、ただいま実はこの問題を前向きの方で検討をしておる最中では、若干前向きの姿勢でこの問題を処理したい、こゝういふ気持ちでおります。

○細谷委員 前向きのような御回答のようでありましても、具体的に三十四年のこの回答から一歩も出ていないといふことだと思ふんですよ、いまあなたの答弁は、三十四年よりも前向きといふ心がまえであるようでありましても、ことばにあらわれた限りにおいては前向きだといふ確信が私はできなかった。

そこで、いまの場合、一般的には適切なものとは考えられない、これは一面いえると思ふのです。が、設問の場合、適当かどうかは貴部において判断すべきものである、その次に一般的には適切なものではないといふのですから、前段が打ち消されたような印象の字句なんです。この法律に書いてございすように「条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失ふ」こゝう書いてあるわけですね。そういたしますと、この点については地方の実情、たとえば交通事故等によつて、任免権者の裁量権だ、したがつて裁量の必要がある環境であるならばこれは条例で特別に定めることは一向差しつかえない、こゝういふ部長の考え方だと思ふのであります。どうなんでしょうか。

○山本(明)政府委員 結局最初に申しましたよう

に、一方に交通事故に対します国民感情というものもござります。事故を起こして禁錮の刑以上になつた者に対して、どの程度まで許されるのかという問題もあるのじゃないだろうか。したがって、それぞれの交通事情の実態に応じた自治体のそういう条件の中で、いま言いました条例をつくり、しかもそれは国民感情から見ても、この辺な状況酌量の余地があるかなという限度までは私のほうは押えなくては行けないのじゃないだろうかという気がしてゐるから、先ほどから申し上げましたような御答弁を申し上げたのでござります。したがって、そういう状況が一般的に何れもかもつくるといふことを、われわれは三十四年の態度から変えるわけにはいかぬけれども、いま言いましたそういう環境の中における実情というものは変わつてきてゐるから、そういう環境の中において自治体のほうで条例をつくり、そういう対象者に対しては例外を設けるということはやむを得ないのじゃないか、こういう気持ちでおります。

○細谷委員 部長、私はかりそめにも今日の交通事故といふことで、そういうもので若干でも交通事故にプラスするやうなものであつてはいかぬ、そういう大前提に立つてものを言つてゐるわけなんですから、その確認の上で言つてゐるのですから、一々それをからませて答えるからどうもことがいかぬわけであつて、そういう大前提に立つて、交通事故を若干でも増加するやうなことはもう許されなければ、片や業務上の過失等によつて事故が起つた、そしてそれが刑に問われて禁錮刑になつた、執行猶予になつた、あるいは初犯でないから今度は執行猶予になつた、あつた、こういう例があります。執行猶予といふのは、初めての場合に大体執行猶予がつくわけですから、平素の勤務状態等からいって、あるいはそのときの仕事の状況による精神状態等も必ずしも常に一定じゃないわけですから、情状を十分酌量できるのではないか、こう思ふのですよ。それからもう一つ、執行猶予にならなかつた場合、これは情状酌量の余地は全くないんだ、こういうことも言えないのじゃないかと私は思ふのです。でありますから、この法律ではわざわざ、一に該当するに至つたときはその職を失ふ、じやなくて、自治体の任免権者の裁量権というものを生かせるために「条例に特別の定がある場合を除く」というふうに入つたのじゃないかと思ふのです。その「条例に特別の定がある場合」というのは、三十四年における公務員課長回答より、今日の状況からいつてもつと積極的な考えを自治省は持つた。この辺のことはほほわかつたと思ふのですが、そういうことなんでしょう。よろしいですか。

○山本(明)政府委員 おつしやいましたように、三十四年の行政実例を出しましたときの社会情勢と今日は変わつておりますから、あの当時の行政実例よりもやはり前向きなかつたところの問題を処理していきたいという気持ちは私は持つております。

○細谷委員 そこで竿頭一歩といふことではございませぬけれども、そこまで来ているのなら、今日の状況からいって二十八条四項の「十六各号」といふことでカッコして第三号は除かれてゐるわけですね。それで、第三号といふのは何かといふと、「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」、これなんですね。そういうたしまたと三号を除くことといふことは書いてなくて、現実にもうこれは免職になつてゐるわけですね。ですから「第十六各号(第三号を除く)」と書いてありますけれども、第二号は除いてもよろしいんじゃないかと思ふのですけれども、この辺はいかがですか。第二号、第三号を除くとお書きになる意思があるかどうか。

○山本(明)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、法律上の措置としては私のほうは考へておりません。条例によつて実情に合せて、自治省がその実情の中からいまだありますやうな措置をすべきであらう、こういうふうに考へております。一律にこれを削除するといふ気持ちは持つておりません。

○細谷委員 あくまでもそういうのは、情状酌量という形で自治体の条例で状況に応じてやるべきだ、法律についてはそこまで触れる意思はない、こういうことではあります。

○山本(明)政府委員 二十八条の三項、「職員に意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない」といふこととです。この条例で定めるといふ具体的内容はどいうふうにお考えになつておりますか。たとえばその範囲、こういう問題についてどうお考えですか。たとえ、いま言つたように、交通事故を業務上の過失で起こした。免職にはならぬけれども、休職になる。こういうことですね。そういう場合についてこの条例で定めなければならぬと書いてあるわけですが、これもやはり自治体の状況に応じてやつてよろしいということですね。

○山本(明)政府委員 いまおつしやつた御質問の問題につきましても、法律的には条例で定められてもいいといふことになると思ひます。自治省でこの問題に対します従来から準則を出してゐるものにつきましても、病気の場におきます具体的な事例、要するに病氣によつて休職になつておる分しか実はこれは指導いたしておりません。具体的には条例によつてきめることができるという条文になつております。自治省ではそこまで基準として指導はしておらない。要するに、自治体の実情に応じて条例によつてきめるという思想になつておる、このように御理解いただきたいと思ひます。

○細谷委員 そこで、地方公務員法には二十八条による休職、それから五十五条の二による休職と二通りあるわけですね。休職の内容も違つてくるのです。給料を一体六割やるのか、あるいは勤務年数に計算していくのか、どういふふうに復元していくのか、この辺の問題もあるわけですよ。こういう問題も、一切これは条例、それを受けての規則できめてよろしいということですね。

○山本(明)政府委員 条例できめてよろしいといふ法文になつております。ただ、その場合に勤務条件等につきましても、他の地方公共団体との均衡という問題、均衡論はござりますけれども、一応自治体におきましていま申しました条例で定めることにつきましてもは条文上はできる、こう思ひます。

○細谷委員 私は特に地方公務員法だけ——これは本来国家公務員法もかかるのですけれども、何といひましても国家公務員にはその現業はありませぬけれども、地方公務員であります、清掃とかあるいはいろいろな形で非常に多いのです。そして、やはり清掃あたりの事故というのは非常に最近ふえておりましたから、そういう点では私は特に問題を、一般論として申上げておるわけでも、地方公務員法を例として申上げておるわけでも、

そうしますと、いま休職の問題を取り上げたわけですが、一般的に、たとえば交通事故を起したといふことで処分を受ける。そうしますと、これは昇給延滞等が多くの場合起こつてきます。自治省が指導している昇給延滞のやり方といふのはどういふ内容ですか。たとえば、ことし三月月なり六月月延滞した。それは復元しますか一生復元しないかといふことです。

○山本(明)政府委員 昇給といふ場合におきましては、勤務成績が良好であるという場合に昇給が可能でなければいけません。したがつて、勤務成績が不良であれば昇給させない。その場合に昇給させない者は将来において復元させるということはいたしません。当然そこで延滞三月するならば三月したものをもちまして、給料はそこを基礎にして計算をしていくのでございまして、その分だけ将来復元するといふことにはない。ただ、本人がその後非常に成績がよくつて、特別昇給等によりまして昇給するといふことは、これは特別昇給の問題としての措置であるわけ、昇給延滞になつた

ものを復元するということはあり得ないとわれわれは思っております。

○細谷委員 これは一般昇給と特別昇給というけれども、人事院勧告でも最近特別昇給の範囲というものは量も非常に多くなつたわけですよ。たとえば、ことし事故をやつて三月月の昇給延伸を受けた。これが二十五歳の人だったという、やめるまで三十何年間は続くわけですよ。その間成績良好だという形で三月月の短縮が行なわれればもとへ返るわけだ。その際は、やはり処分がきまつているわけですね。減給の場合ですと簡単ですけれども、またもとへ返りますけれども、昇給延伸というものは返らないわけですよ。この辺は、延伸のやり方に問題があるんじゃないか。それであつたのは、いや一般昇給じゃなくて特別昇給だ、こういう形で片づけられておりますけれども……。

おおむねわかりましたが、そこで、私がいま質問しておる問題については、すでにこの道交法の審査の際に、国会でこれを通す場合に、附帯決議がつけられておることは御存じですか。

○山本(明)政府委員 まことに不勉強でございます。そのところを見ておりませんでした。恐縮でございますけれども、存じません。

○細谷委員 いま私がやりました一連の問題につきましては、衆議院においても、参議院においても、今日のこの交通戦争の段階において、業務上の過失事故を起こした場合はいへんということにもなりますので、十分な配慮をすべきであるという附帯決議が過去になされておるわけですよ。これは警察庁のほうは御存じないでしょうか。

○片岡政府委員 記憶していませんが……。

○細谷委員 調べてみていただきたいのですが、衆参両院で、公務員の場合の十六条、二十八条の関連運用について、交通事犯による善良な運転者の権益の擁護についてという点で附帯決議がなされておるわけですよ。それはひとつ調べていただきたい。国会の附帯決議を関係者が全く御存じないというのは……。大体、附帯決議のつ

くときは、各党の理事の方々が、質疑を通じて出た問題点を、きょうもおそらく附帯決議がなされるでしょうが、そういう問題の中で、法律の中に修正取り入れることができなかった問題について、なお重大な問題でありますから、これを次の機会に法律の中に組み入れるとか、あるいは運用上の問題については気を付けるように附帯決議をするわけですね。そして大臣が、必ず、その趣旨を尊重して善処いたします、こういう答弁までしているわけですよ。それを御存じないんじゃないのは、これは情けない話ですよ。少し大げさな言い方ですと附帯決議軽視、言ってみますと、これは国会軽視ですよ。どうなんですか、警察庁。ちゃんとあるんですよ。あつたら、あなたのほうが主管のあれですから、関係の省に知らせなくてはならぬじゃないでしょうか。どうなんですか。

○片岡政府委員 当然知らしておると思います。

ただ、現在私自身手元に資料もございませんし、記憶にないもので、はなはだ申しわけない次第でございます。

○細谷委員 自治省、御存じないですか。

○山本(明)政府委員 われわれ担当者が現在知っておりませんことはまことに遺憾でございますけれども、おそらく三十七年か八年のときに附帯決議がなされた際に、警察のほうから自治省のほうには来ておると思っておりますが、まだ私のほうは、その後その処理を十分ではなかったというふうにも感じますが、私のほうは実はいま存じませんのでございます。

○細谷委員 ひとつ調べてください。これはもう附帯決議というものは、法律をやる場合に必ず、特に道交法あたりは重要な附帯決議もついておるわけですから、十分調べて、それを必ず何らかの形で具体的に消化していただきたい、こう私は思います。

この問題は、もう時間もありませんから、最後に二、三ちょっと簡単にお願いします。最後いろいろとこの前も出ましたけれども、重複を避けまして……。

道交法審査の際に、やはり年齢上の問題があるわけですよ。私は思ひますけれども、ある運転手に聞きましたら、あのトラックが道路をわがもの顔に通つていくのを見ると、ぶつかつたつて連中は高いところですから、たいしたけがはないわけですよ。ですから、運転台を下げたらこわくなるだろうという。いろいろうわさはありますよ。ありますが、ある人が、一ぺん戦車を持っていつて、わがもの顔に走っているやつにわざとぶつけてみたい、こういうことばも聞いたくらいなんです。警察庁等でダンブカーなり大型貨物等の運転手の年齢——やはり年齢が非常に大きいですね。年齢等について検討する必要があるのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○片岡政府委員 二十前後の年齢層の人が比較的自分以外の人たちに對する配慮が足りないというものは、一般的な傾向として私はあると思ひます。しかしながら、個人差も非常にあらうと思ひますので、ただ単に年齢だけものを考えていくというわけにもいかないのではないかと。また年齢を引き上げること自体におきましては、社会的経済的ないろいろな問題もあらうと思ひますし、私どもとしましては、現在の二十一歳の年齢で妥当なものではないかと、ただ、その中の個人差をより分けていくような方向にさらに検討を要する問題をかかえておると思ひますし、また取り締まりの面でそういう無謀な運転をしておる運転者に対する取り締まりを強化していきたい、そのように考えております。

○細谷委員 国家公安委員長にお尋ねしたいのですが、いま私が申し上げましたダンブの運転手等の免許については、四十五年十月十三日に年齢を二十五歳以上にすべきだという閣議了承があつたということが新聞に出ておるわけですが、これは閣議で了承された以上はこの辺のことは具体的にしなければならぬじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○荒木国務大臣 ちょっと明確に記憶にございせんので恐縮でございますが、先ほど交通局長が

お答え申したように、一般的に二十五歳以上に引き上げるといふことは検討の価値がある問題とは思ひますが、当面個人的な性格等を考慮して、それを対象に取り締まつていくということでもよろしかろうかと思ひます。

○細谷委員 いま閣議了承を——これはこの委員会でも問題になつたかと思ふ。たとえば銃砲刀剣の場合に年齢を上げましたね。大体事故というのは二十二、三くらいで、二十五以上になりますと銃砲刀剣等もない。ダンブの事故も二十歳前後に多いということ、私は閣議了承事項というのはもつともなことじゃないか。どだい今日一番未熟なのが一番あぶないやつを運転しておる。一番凶器だ。そして経験年数豊かな、あるいは精神的に安定したじょうずの人が会社等の社長の運転やなんかやつておるわけだ。ですから、これは歩行者優先といひましても、一番未熟なのが一番あぶない凶器を運転しておるというところに問題がある。これはやはり日本の労働条件等の問題から来ているわけで、いろいろ問題があるのですけれども、やはり一つの問題点じゃないかと思ふのです。

それからこの間一連の選挙があつたのです。幸い天気でしたけれども、やはりときどき雨が降りますと、歩行者優先ということですが、どろをひつかぶるわけだ。その辺のどろよけ等の問題についても、だんだん舗装ができてきたからその辺は——かつてこの問題は附帯決議されましたけれども、もういまや舗装したから、かぶつたつてどろんこにならぬじゃないかということかも知れませんが、これは附帯決議にあつたので、今日忘れられておるようでありますから、この辺の附帯決議の問題も十分やっていただきたい、こう思ひます。

時間がありませんから、最後にお尋ねしたいのでありますけれども、今日の都市交通を解決する道というのは、今度の法案でその片りんが出ていますのであります。法律をそのままやれば、たとえば七環なり六環の中にはもう大きなトラックを

ことを象徴的にあらわしているという意味で、それなりの評価をいたしております。また、マスコミもそういう角度でそれを評価しているのではないからうか、国民の世論もそうではないからうかと思ひます。しかしながら、実際に必要なのはいわゆる歩行者天国のところではなくて、裏通り——生活道路と申しますか、細街路と申しますか、裏通りから自動車をつめて出していく、通過交通を締め出していく、そして歩行者、特にお年寄りであるとか子供に裏通り、生活道路を取り戻して、その歩行者の安全をはかつていく、というのが一番大切なことではないだらうか、そのような考え方をいたしております。

○林(百)委員　これは地方行政委員会の調査室の資料ですが、四十六年四月一日の東京新聞の論説にこういうことがあるのです。これは私はうがった見解だと思ひますが、多くの都市において、いまこそ「人間とくるま」の関係を再検討すべき段階である。道路から車道をとった残りが人道(歩道)であるような実情、またそうした逆立ちした発想では交通事故はなくせないのだ。「要するに、道路から車道をとった残りを人が歩くんだ」という実情、こういふさか立ちした発想では交通事故はなくせないという論説が載っていますが、まことにうがった論説だと思ひます。そこで、このたびの道交法の改正法律案全体を見ますと、いま言つたような意味での人間性の回復、あるいは人間の優先という立場から、道路は車のためにあるのではなくて、人間こそ道路の主人公だという立場から道路交通行政を再検討すべきであるという世論にこたえるというよりは、取り締まりに非常に

マスコミから見ましても、道路というものは本来人のためのものであって、道路から車を差し引いた残りのところで人間が小さくなって歩くという立場ではさか立ちであるということもいつているわけです。

そこでお聞きしますが、六月に大体全国的な掌握ができると思いますけれども、いわゆる歩行者天国を生活道路、買いの道路、通勤通学道路、こういうところまでずっと広げていく、そうして歩行者天国を拡大していくという考えをお持ちでしょうか。それとも警察庁の行政指導の基本的な考え方は、あるいはそういう考え方をもちたてないというのか。要するに、歩行者天国自体も広げていく、さらに歩行者天国的な考え方、人間解放的な考え方ですけれども、これを生活道路あるいは買いの道路、通勤や通学の子供のための通勤、通学道路、こういうところまで広げていく、こういう考えを持っていられませんか、どうですか。

○片岡政府委員 私どもは、今回の法改正で歩行者用道路という定義を明確に法律上にも改正案に出してまいりました。したがって、買いの道路、通勤、通学道路であるとかあるいは買いの道路であるとか、あるいは子供さんたちの遊戯道路であるとか、そういういわゆる生活道路につきましても、これを大幅に拡大してまいりたい、そしてそのことによつて先ほど来申し上げておりますように、歩行者の事故も減らし、そうして人間が自分の家の周辺の道路を取り戻していくという方向でやってまいりたい、そのように考えております。

○林(百)委員 趣旨はわかりました。自治体や住民が買いの天国など交通規制を強く要請した場合——あなたいまおっしゃったような、そういう方向へ拡大したいという意向ですが、そういうことを自治体や住民が強く要請した場合、公安委員会は、四条に基づいて日時、区間などを定めるなどして何らかの交通規制をやる。そのやるという場合の、これはやろう、あるいはこれはちょっとできない、あるいはこれは必要と認める、あるいは

これは必要と認めない。全般的には広げるといふ意向のあることはわかりましたけれども、それを実施する基準ですね。自治体や住民が、買いの天国、あるいは先ほどの申しましたような通勤、通学あるいは生活道路などの要求があった場合、それを四条で規制するしないの基準というのは、一体どこへ置くつもりなんですか。

○片岡政府委員 現在私どもが考えております基本的な考え方は、一つは道路の幅員が基準になると思います。三・五メートル幅以下の道路につきましては、原則として車両の通行を制限していきたい。これは時間を限るあるいは曜日と制限していくこととなくして、長期的に車両の通行を制限していきたい。それからもう一つは、買いの道路、通勤、通学道路、あるいは遊戯道路であれば、主として休みの日といったような、曜日なり時間によつて違うと思ひますけれども、そういう目的でできるだけ通行の禁止を広げていきたいと思います。

それからもう一つは、これは道路管理者のほうと協議した上でやるわけでございますけれども、一車線しかないような場合には、片側だけに歩道をとって、その一車線の車のほうは一方通行にしていくというように、そのように考えて、歩行者の安全をはかると同時に、どうしても地域の状況によりまして完全に車を締め出すことのできないような場合には、一方通行という方式もあわせて考えてまいりたい、このように考えております。

○林(百)委員 四条の意向は大体わかりました。次に、八条についてですけれども、八条を見ますと、警察署長から通行許可証をもらった車は対象から除外する。それから、禁止対象から除外し

た車、緊急自動車以外は通行できない。こういう規制をする八条規定の道路、これはどういう基準で定める道路になるわけですか。

○片岡政府委員 九条にございます禁止の対象から除外されている車、これはもう緊急自動車は当然でございますが、それ以外に、たとえば郵便車あるいは清掃車といったような車は禁止の対象から一般的に除外していくという考えでございます。その車の形態からして、明らかにその車の用途がはっきりわかり、しかも社会生活上どうしても通行を認めざるを得ない車があると思ひます。それが禁止の対象から除外されている車でござい

ます。それから署長の許可にかからしめて、署長が許可をして認めるという車につきまして、一番どうしても認めざるを得ないのは、車の通行を制限いたしますその治道に車庫を持つ車を持つていて、この人のこの車につきましては署長も許可をせざるを得ないだろうと思ひます。それ以外につきましては、いろいろまだ詰めるべき問題があるろうと思ひます。その治道の家にやってくる人はどうであらうかと、あるいはタクシーで帰ってきた場合に、そのタクシーが入れるのかどうかといったような問題につきましては、その地域地域の実情によつても異なりましようし、その道路の区間の長さによつても異なるという問題もござ

いますので、これは実際に実施するときには慎重に検討せざるを得ないであらう。その際は、その地域の住民の方々の意向も十分伺いながら、具体的な計画を立てていくことに相ならうかと思ひております。

○林(百)委員 本来の第八条規定の道路というのはどういう道路を考へておられるわけですか。

○片岡政府委員 先ほど来申し上げておりますように、裏通りを原則として考へております。つまり生活道路を原則として考へております。

○林(百)委員 そうすると、それは裏通りのな性格を持つ道路であるということが第八条規定の道路であることはわかりましたけれども、それは一たんきめましますと、恒常的に歩行者道路となるの

か、あるいはそれは日時、区間が定められたそういう歩行者道路になるのですか。一たんきめればそれが恒常的なものですか。

○片岡政府委員 きめましますのは四条のほうで定める、車の通行禁止は四条のほうでやると思ひますけれども、一度きめられた場合には、ある程度恒久的になると考へておりますのは、先ほど来申し上げております三・五メートル以下のような裏通りが恒久的にこの八条の制度で運用していくということにならうかと思ひます。ただ、買いの道路であるとか、通勤通学道路の場合には、たとえば六メートル幅であるとか、もう少し広い道路も対象にならうと思ひます。そういう広い道路の場合には、おそらく時間帯を限つてやったり曜日を限つてやるという規制にならうかと思ひます。時間帯がかりに二時間くらいであるといった場合には、この八条による署長許可というものをやる必要がない場合もあると思ひます。その時間帯は一切の車を禁止することも可能でござい

ますし、時間が相当長く延びれば、その治道に住んでおられる人たちのためには、この八条を活用して、その車だけを入れるというような場合もあり得るのではないかと。やはりこれはケース・バイ・ケースにその土地なりその道路交通の状態に適合したやり方を組み合わせて考へていくということにならうと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、八条規定の道路は三・五メートル以上の道路も該当するわけですか。

○片岡政府委員 そういう道路にも適用があると思ひます。

○林(百)委員 それから「警察署長が政令で定めるやむを得ない理由がある」と認めて許可をした」と車というのは、先ほどあなたの説明の範囲でもう入つておる、こう考へていいですか。

○片岡政府委員 先ほどやむを得ないと認めた理由の一つの代表的な例として、その沿線なり治道に車庫がある車を持つておる人がいた場合には、その車はやむを得ない事情として認める典型的な

例だと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、幹線道路の裏面のいわゆる裏通りですね。この交通規制も、先ほどあなたのお話ですと、買ひもの道路というより具体的な例が出ていたが、幹線道路の裏通りに事故が非常に多いのですから、その幹線道路の裏通りの規制も第八条でケース・バイ・ケースで考える、こう考えていいのですか。

○片岡政府委員 そのとおりでございます。

○林(百)委員 わかりました。

そこで、三・五メートル以上の道路、あるいは三・五メートル以下の道路も入るわけですが、三・五メートル以上の道路でも交通安全上必要な裏通り、または住民の要求が強く出ている裏通りなどは、その地域に車庫を持つ者、商売上その地域を通行する者、その地域の住民の乗りおりのために必要なタクシー等でその地域を訪問してきた者、これを徐行させたり、緊急自動車以外の自動車の通過車両の通行を禁止したり、それを周知させるために必要な個所にそのことを明示した立て札を立てるなど、そういう適切な措置が必要になってくると思うのです。第八条だといふことになりましたと、やむを得ずそこへ出入りする者も出てきますから……そういうような措置はどうかというようにするつもりですか。

○片岡政府委員 これは四条にもございますように、標識、標示等を使つていたします。主として道路標識によつてやることにならうと思ひます。車両通行のための道路標識を立てまして、署長の許可するものを除くというような補助板でもつけるとか、そういう形で一般的に禁止をしておいて、署長が許可した場合にはステッカーを許可証として、あるいは許可証と一緒に渡す、そのステッカーをつけた車だけが一般的な通行禁止の中で通行できる、そういう処理になつてまいと思ひます。

○林(百)委員 そうしますと、その地域の生活と非常にデリケートな密接な関係のある交通規制をしなればならないことになるわけなんですけれども、

ども、取り締まりを主にした行政指導だけではできないのじゃないか。その地域の人たちのいろいろな意向を聞きませんと、たとえばその付近に車庫を持つ人はだれだとか、あるいは商売上どうしてもやむを得ず食料品などその地域へ運搬するものがあるとか、あるいはその地域の住民の乗りおりに必要な車というようになりまして、それから、そうすると、その地域の住民の意見を聞いて、そしていま言ったような措置が講じられませんか、これは取り締まりという立場だけではできないことになるわけですね、これは生活と密着した規制になるわけですから、それについてはどういうような措置をとる考えですか。

○片岡政府委員 もちろんその地域住民の意見を十分参酌してやるということが大切だと思ひます。現にたとえば大阪府警が行ないました関目地区あるいは布施地区、城東区と布施市で一定区域につきまして裏通り対策をやつておりますけれども、大体半年ばかり準備期間がかつておりまして、その半年ばかりの間はその対象になる区域の町内会——大阪の場合は日赤奉仕団と申します。町内会の方々、それからそこに車を常に走らせておる郵便局、あるいは清掃、牛乳配達、それから一般のトラック業者、そういう方々、それから中にあるタクシー業者、あるいは学校関係、PTA、その地域の住民、その他その地域の交通利用者の意見を十分聞きまして、町内会までおいていつて町内ごとに意見の交換をやつて、そしてその地域住民の人にこれだいいという決断をしてもらつて、その上に立つて交通規制をやつていふというのが現状だと思ひます。また、それだければ、先生おっしゃる通りに、取り締まりだけで担保できるものとも私ども考えておりません。

○林(百)委員 公安委員長と自治省に聞きたいのですけれども、いままで大体非常にこまかい点はよくわかりましたが、四条の規制にしても八条の規制にしても、この規制については地域の実情や住民の要求が十分反映しなければいけないことに

なるわけなんです。したがつて、こういう規制をする最もよい方法は、交通の規制の主体を——四条と八条の場合の規制ですけれども、これを自治体のほうに移して、そしてその地域の住民あるいは商売をしておる人、自家用車の所有者あるいは教育に関係する人、専門家など、いわゆるその地域の交通安全委員会というようない住民の組織をつくつて、そして、自治体、公安委員会、住民組織が話し合つて、そしてむしろ自治体の長が公安委員会に必要な指示をする、こういう方向でいきませんか、地域の生活と非常に密接な関係を持つことになるわけなんです。買ひもの天国あるいは買ひもの道路、あるいは歩行者の特別な必要のための道路というようなもので、そうすると、こういう

ような四、八条の規制をするような場合は、むしろある程度の権限を自治体に移して、そしてその自治体の要請で、公安委員会、——もちろん自治体が公安委員会へ指示する場合は公安委員会と話し合いますが、それから地域の中に協力する組織をつくつて、自治体と公安委員会と住民の組織とがよく話し合つて、そして自治体の長が公安委員会に必要な指示をして、この道路はこういう四、八条あるいは八条の規制をしてもいいか、こういうふうにするのが最も実情に即した方法になつて思ひますが、国家公安委員長はどうお考えになりますか。私が何か言つと、林さんは警察に偏見を持っているんじゃないかというように考えられるかもしれませんが、日常の実際の生活と密接な関係のある規制ですから、そうなるように思ひますが、この点について、公安委員長、どういうふうにお考えになるか、また自治省としてはどういうふうに考えておるか、この点をはっきりしておきたい。

○荒木国務大臣 珍しく穏やかな御質問で……。お説のとおり地域住民と密着したというか、よく意思疎通してやるのでなければ実効もあがらないことは当然でございます。制度こそございませうが、林さん御趣旨のとおり、地域住民ないしは

関係諸団体等との意思疎通は十分にはかつて、常設機関じゃないに、ケース・バイ・ケースで地域住民との意思疎通のもとに交通規制等も実施していいと思ひますから、特別に制度的なことを考える必要はないかと思ひます。

○宮澤政府委員 交通の規制につきまして、地域住民の意向というものを基準にしてやつていくべきだ、私もそれはまさにそのとおりであらうと思ひます。林委員も御承知のように、交通安全対策基本法でございますが、その中にも、市町村がつかります交通安全計画の実施に關して関係行政機関に要請することができ、関係行政機関の中には公安委員会なども入つておると思ひます。したが、という趣旨も、やはり地域住民なりあるいは地域住民を一般的に代表いたします自治体の意向というものを尊重して交通の規制をするという趣旨であらうと思ひます。交通の取り締まりなり規制の権限自身を自治体を持つべきではないかとおっしゃる御意見でございますが、やはり交通の規制というものは、部分的なものでございまして、おそろしくいろいろ広域的なものとも関連をいたすと思ひます。なかなか一氣にそういうことにはいかないのではないかと。現状のように、地域住民なり自治体の意向というものを十分尊重しながら、規制は警察当局が行なうということではなからうかというふうに私は考へております。

○林(百)委員 国家公安委員長が、珍しく穏やかな質問だといふのですが、いつも私は穏やかでない質問をしていふような印象を与へますので、その点は取り消してもいいかと思ひます。

これはもう各委員が皆さんお聞きになつておるのですけれども、過去に繰り返して繰り返して道交法の改正がされて、そのたびに繰り返して繰り返して強化されてきたわけですが、交通安全事故は減らないどころか、取り締まりの罰則を強化するに従つてむしろ正比例してふえるというふうな状態になつておるわけなんです。この交通安全事故増の根本的な原因は、やはり自動車の優先あるいは無政府的な自動車生産を許しておる経済の高度成長政

策、こういうところにあると思うのです。そのモータリゼーション政策。この公安委員会から与えられた資料を見ても、昭和四十五年度の自動車台数は千八百万ということになっておるのですけれども、この無政府的な自動車生産政策、経済の高度成長政策、この政策についてある程度の規制を考慮しなければならぬ時期にきているんじゃないかと思うのです。千八百万台といふと、かりに人口一億としてももう大体十人に二台ということになるわけですね。この根本を考慮しなければ、取り締まりの罰則だけを強化していても根本的な対策にならないのじゃないかというふうに思ふわけです。この点について国務大臣としての国家公安委員長、この無政府的な自動車生産政策、これは佐藤内閣の政策といつてもいいと思いますが、経済の高度成長政策はもうそろそろ一定の見通しと規制を加えていかなければならない時期が来ているんじゃないかと思ひます。国家公安委員長と、通産省も見えておると思ひますから通産省に、今後の見通しとそれに対する一定の規制をどういうふうに考えているか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 直観的な個人的感情から申しますれば、お説のとおり、道路が十分でない、国土が狭いというところに、無制限に自動車が生産されて供給されるということはどうかしらんとちょっと思ひますけれども、他面営業の自由という基本権がありますから、その関係においてどうかしらんと、あわせて思ひます。

○大永説明員 先生御指摘のとおり、モータリゼーションの波に乗りまして、ずいぶん生産がふえてまいったわけですが、最近におきましては、交通渋滞の問題とか公害の問題等からしまして非常に伸び悩んでまいっております。大体四十五年度におきまして、四十四年度に比べまして国内販売は三・数%しかふえていないというふうな状態になっております。今後とも国内販売については、大体横ばいに近いぐわすかの伸びし

かでない、販売台数につきましてはそういう形で推移するのではないかとふに考えられております。御指摘の生産制限でございますが、これをかりに実施するといいたしますと、経済、社会に与える影響も甚大でございますし、それから行政技術的にもいろいろむずかしい困難な面が出てくるかと思ひます。世界的にもそういう前例もございませんので、やはり地域の特長に即した使用規制という形で、交通混雑等の問題につきましましては対処していくのが適切ではないかと、われわれとしては考えておるわけでござい

ます。

○林(百)委員 念のために聞きますが、これから五年間の生産台数の伸びはどのように伸びていくとお考えになっておりますか。つかんでいる数字を出してみてもいい。

○大永説明員 これは現在改定作業中でございまして、ごく最近の数字はございせんが、いま申し上げましたように、四十四年から四十五年は国内販売は三・七%増でございまして、四十六年は少し景気が直りますので七・八%くらいふえるかと思ひますが、あとだんだん伸びが停滞してまいりまして、最後には、五十年ごろにはほとんど横ばいになるというふうな形になると思ひます。ただ、販売はそうでございまして、保有台数のほうはやはりたまってまいりますので、これはふえてまいるわけでございまして、これは基準としますと、台数からいって何台になるのか。

○大永説明員 保有台数につきましては、昭和五十年ごろには大体三千万台程度になるのじゃないかというふうに推計しております。

○林(百)委員 それで、警察庁にお聞きしますと、いま千八百万台が約三千万台になるというところで、事故の統計もここにずつとあるわけですが、事件の発生件数は——いま私は一九七五年を聞きましたが、三千万台というのは一九七五年ですか。

○大永説明員 昭和五十年でございまして、昭和五十年では発生件数はどうなる見通しを持っていますか。

○片岡政府委員 いまのままの行政水準で放置すれば、死者は二万二千人ばかりになるであろう、負傷者は人身事故を対象にしておりますから、大体百六、七十万になろうと思っております。これはいままでの伸びを外挿法で伸ばした推計でございまして、しかし、それではいかんと思ひたいといふことで、安全施設の整備を中心とする五カ年計画を打ち出していただくわけでございまして、これで道路管理者である私どものいたします安全施設あるいは運輸省、建設省が行ないます路切道の改良計画といったような物的施設の整備、つまり社会公共資本の投資と、さらに安全教育、取り締まりその他の行政を総合的に運用することによつて、一番弱い道路利用者である歩行者につきましては半減です。その他の事故につきましては、現状以上に伸びないよう抑制していくという方向を打ち出して、また私どもはそれを努力目標にして、今後やっていくと思っております。

○林(百)委員 時間がありませんので、国家公安委員長にもう一度聞きますが、国家公安委員長、あなたの在任は幾らかという問題になりますけれども、かりに昭和五十年として、保有台数三千万台、それで、いまの事件の発生数、死傷者数も大体倍に近い数字が出てくるわけですね。現在でも発生件数が四十三・九秒に一件、それから死亡者が三十一分三十五秒に一人、負傷者が三十二・一秒に一人、死傷者合わせて三十一・六秒に一人という状態、これが倍になるといふと、一秒に一人ぐらいつつ死傷者が出てくる、こういうことになるわけなんです。こういう観点からいって、現在のモータリゼーション政策について、政府は何かの考慮を講じなければならぬと思ひますが、それについて国家公安委員長はどうお考えになりますか、もう一度聞いてみたいと思ひます。これはゆゆしい問題なんだと思ひますね。一年でハノイで、アメリカの空軍によつて

死傷する、あの南北ベトナムの人たちよりも多い人たちがなくなっているというふうな状態、現状でも、それが昭和五十年になれば、このままの推移でいけば倍になるということになるわけなんです。そういう状態の中で、現在のモータリゼーション政策についてどういうお考えを持っていられるか、もう一度念のためにお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 御指摘のとおり、たいへんことだと思ひます。絶対にこれを防がなければならぬという感覚で対処していきたいと思ひます。そのためには、自動車の生産段階においても、欠陥車の生産を食い止める。また運営の面においてもそれ相応の考慮を必要とする。先刻、交通局長が申しましたように、安全施設の整備五カ年計画ももつと予算を獲得して充実にいく。交通規制も時に応じてだんだんと充実していくという総合的な対策を極度に突き詰めていくこの問題に対処しなければならぬ、かように思ひます。

○林(百)委員 時間がありませんので、論争を続けるわけにいきませんのでこれで打ち切りですが、あと二つ、条文の解釈と方針についてお聞きしたいのです。

これは警察庁でいいと思ひますけれども、四十五条以下に駐車違反の規定がずっと出てきて、それから駐車違反の罰則が、後来、現行法では三万円以下だったのが、今度は百九十九条の二によつて五万円以下に引き上げられておるわけです。この駐車違反というのですけれども、公共の駐車場も不十分だし、私有の駐車場も不備の現状で、またパーキングメーターの設置個所も十分でないという現状で、それで、一方自動車製造がますますたように無政府的にふえていく、ユーザがふえていく一方の場合に、違反が頻出することはこれは当然なんです、罰則だけを三万円以下を五万円以下にしても解決できないじゃないか。これはやはり必要な駐車場の設置、パーキングメーター使用個所の増設の政策などを進めることが並行して行なわれないと、罰則だけでは解決できないのじゃない

か、と、われわれとしては考えておるわけでござい

いかというふうに思うのですけれども、公共用の駐車場の増設とか、そういう、何か駐車場に対する政策を並行して行なっていくか、とてこれには取り締まりだけでは解決できない問題のように思いますが、その点は警察庁、これは政策の問題ですから、本来なら大臣に聞きたいんですが、警察庁の長官は、何かそういうことについて、将来公共駐車場をつくって、駐車場に対する政策を進めさせるというふうなことをお考えですか。

○後藤田政府委員 おっしゃるとおりのことを考えて、推進したいと思っております。

○林(百)委員 ちよつと、もう少し具体的に説明してもらいたいと思う。どうしようとするのですか。

○片岡政府委員 御承知のように、駐車場法という法律がございますが、駐車場法は建設省の所管の法律でございますけれども、主として路外駐車場を整備するための法律でございます。ただ問題は、駐車そのものに關する法律的な意味あるのは道路政策上の意味が次第に変わつてつづつあるという気が私はいたします。元來、道路は通行するだけじゃなくて駐車も自由だという思想でございましてたけれども、現在では、駐車はむしろ権利の乱用ではないかという思想が世界的に強くなつてまいっております。路外の施設を使うのはなかなかかし路上に駐車するのは権利の乱用ではなからうかというの、欧州でもアメリカでも、そういう思想が非常に強くなつております。ただ、先生御指摘のように、どうしても業務用の駐車需要というものが都心部にございます。そういうものを現在では一切禁止しておりますものを、今回時間規制をやつて、一時間とか三十分の駐車ならいい、それ以上はいけないということにして回転率をよくすると同時に、長時間駐車を禁止していくという規定を明確にし、しかもそれを、実行を担保するためにパーキングメーターをつくるという制度を、今回の道交法でも考えております。そういう意味で、先生のおっしゃる御趣旨に沿える部分

が、今回の法律の中に十分生かされているんだなからうか、このように考えております。

○林(百)委員 六十二条の解釈についてお聞きしたいんですが、六十二条では、道路運送車両法の保安基準に適合しない車を整備不良車として、三万円以下の罰金または三ヶ月以下の懲役を運転者などに科することになっておるわけですね。ところが、たとえば欠陥車があったとします。または何らかの構造上の欠陥を本来持つてくる車がある。そういう場合、ここでは、メーカーはもろのちのこと、その車を認定した運輸省自体の責任はなくて、そういう行政当局の責任は免罪されて、運転者だけ、あるいは使用者だけに、ユーザーだけに責任が課せられるということになる。メーカーが安全装置を完備した車を生産すること、行政当局が欠陥を事前にチェックできる体制を整えることが必要になってくるわけですから、この点について、本来欠陥を持つていた車、メーカーから出てくる場合に欠陥を持つていた車、ユーザーが使用している場合に六十二条の適用についてはどう考えるか、これを警察庁と、それから運輸省の隅田部長に保安基準に適合しているかどうかの点についてあとでもう一問だけ聞きたいと思つていますが、その前に警察庁に、この点をどう考えられるのか。要するに、本来車自体がそういう欠陥を持つていた場合に、それを使用する者は三万円以下の罰金または三ヶ月以下の懲役に処するということになるというこの不正をどうするかという問題が一つ、それから、保安基準に適合しているかどうかというのを調べる体制ですね、取り締まりする場合の、これはどういうようにされるのか、その二点をまず警察庁にお聞きしておきたいと思つてます。

○片岡政府委員 本来新たにできた車、いわゆる新車でございまして、新車が保安基準に適合していないとすれば六十二条に該当すると思つていただけます。一応新車は運輸省が型式認定をし、保安基準に適合しているのを見るのが通常の考え方でありまして、本来の欠陥車につきましては六十二

い基準もございます。それから、現実の取り締まりの面につきましても、取り締まりをする現場で、はたしてどの程度測定できるかという問題も御承知のようにございます。したがしまして、私どもは、違反の取り締まりにつきましましては非常に慎重な態度で、たとえば排気ガスの取り締まりにつきましまして基準を若干上回っている場合でも警告で済ますという措置をとっております。それから、相当上回っている場合には整備不良車両の通告処分をして、直していかうという事実上の行政上の措置で処理をしている。よほど極端な場合にはこれを刑事事件として検挙して立件送致をする。そういう三段階に分けた、実情に合った行政指導をやつておるといふのが現状でございます。

○林(百)委員 非常にデリケートな問題だと思つたので、本來保安基準というものは、これほど運輸省に聞きますけれども、静的な状態で調べて、動的な状態では調べていないわけですから、あとになって、欠陥車ということがわかつた、ところがユーザーはその前に処罰されていたというふうな事態が起きる場合が考えられます。そういう場合の不正さはどうして是正されるつもりですか。それから、どういふ体制で保安基準に適合しているかどうかを調べるか、その体制も聞かしてくだい。

○片岡政府委員 現在私どもは、第一線に次のような方針で指導いたしております。現在欠陥車問題につきましまして、欠陥車問題が非常に大きく取り上げられるようになりました以後ではございまして、第一線に直ちに指示をいたしました。交通事故が発生した場合に、その事故がはたして車の欠陥に基づくものであらうか、あるいは整備不良に基づくものであらうか、あるいは運転手の過失に基づくものであらうかという点につきましまして十分総合的に検討をし、そのうして車に欠陥の疑いがある場合に、直ちにその車を証憑物件として差し押えて、そのうして陸運事務所にも直ちに連絡すると同時に、自後の捜査につきましまして、専門家の鑑定を求めて慎重にその点も捜査するように、こういう指示をいたしております。現にそういうことでやつております。

○林(百)委員 いまの点につきましては警察庁にまたいずれ機会を見て、きょうは時間がありませんので……

最後に、運輸省の隅田部長にお尋ねいたしますが、道路運送車両法の四十六条を見ますと、保安上の技術基準を十分守らなければならないということはあるのですけれども、終わりの行で御承知のとおり、それによつて「自動車」の製作又は使用については不当な制限を課することとなるものであつてはならない」というふうな、いわゆる公害基本法の経済条項みたいなものがあるわけですね。隅田さんの国会の答弁もどうも煮え切らない答弁で、いままでも私たちが不満を持っております。今度の道交法によりまして整備不良は、いままではたしか警告だけであつたと思つたのですけれども、今度は保安基準に合っていないものは三万円以下の罰金または三ヶ月以下の懲役にユーザーのほうはかけられるわけですね。そうすると、本来車が保安基準に合わないものを運輸省が許していたとすれば、そのしわ寄せはユーザーのほうへいつてしまふわけですね。しかも保安基準の運輸省の調査については、走行テストが義務づけられていない。ただ型式認定で型を届け出ればよいということになって、走行テストは

条が適用になる場合はまず皆無であらうと思つた。むしろ六十二条の場合には、本来欠陥がない車であるけれども、その後使つていながら、ユーザーとして当然整備すべき点を整備していないかつたというふうな点で適合しなくなった、六十二条の保安基準以下に下がつてしまつていふという場合が六十二条の予想している場合だと私は見ております。

○林(百)委員 非常にデリケートな問題だと思つたので、本來保安基準というものは、これほど運輸省に聞きますけれども、静的な状態で調べて、動的な状態では調べていないわけですから、あとになって、欠陥車ということがわかつた、ところがユーザーはその前に処罰されていたというふうな事態が起きる場合が考えられます。そういう場合の不正さはどうして是正されるつもりですか。それから、どういふ体制で保安基準に適合しているかどうかを調べるか、その体制も聞かしてくだい。

やっておられないし、やる施設もないと、この前隔田さんは言われているわけですね。そんな図面上の届け出あるいは静的な状態で届けただけで運輸省が許可をする。ところが、ユーザーのほうはそれで走ってみる。走ってみるとそこに欠陥があった。欠陥があつて保安基準に違反したということ、こちらのほうは処罰される。しかし、そういう不十分な認定で許可を運輸省が与えた。メーカーのほうは何の刑事責任もないということになれば、非常に片手落ちになるわけですね。運輸省としてはこの道路運送車両法を改正してもつときびしいものにして、それからテストもつときびしいものにして、ユーザーだけが取り締まりの対象にさせられて、そこへし寄せがいつてしまふということになるわけなんですけれども、ことに道路運送車両法の保安基準を守るための必要は認めなければならないというふうな事項まで入っているような四十六条ですね。これは公書基本法ですら経済事項は除かれているわけですから、これを改正するとかあるいは保安基準を改正していかうかのテストを、走行テストをちゃんとするとか、あるいはもつと完備したテストの施設を運輸省自体が設けるとかなんとかしなければ、これはユーザーに対して運輸省が負わなければならぬ責任を不当に免罪することになると思ひますが、その点の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○隅田説明員 先生御指摘の四十六条の問題でございますが、これは昭和二十六年制定当時から入つておる条文でございますが、世の中の変化とともに私たちがこの「不当な」という解釈、必ずしも固定的に考へてはおりません。簡単に申しますと、いけないものはいけないという条文と解釈いたしまして、メーカに対して、特に経済上とかそういうような問題から、こういう保安基準をつくるのか、そういうようなときに考慮するということ配慮は、現在全くいたしておりません。

それから技術上の問題として、たとえば走行テ

ストの問題がいま御意見の中にございましたが、この保安基準が動的なテストにつきましても具体的な条項が比較的少ないということは御説のとおりでございます。どうしてかと申しますと、急速なモータリゼーションと高速化に對して、保安基準の改正が技術的に追いついていない点があります。これは、私たちも率直に認めざるを得ないと思ひます。たとえば走行安定性の問題につきましては交通安全公害研究所のほうにその試験方法、それからテストの基準、こういうものをどういうふうな技術的に定めたいかということを目下依頼している段階でございます。その結果を待ちまして保安基準の改正が必要ならばいたしますし、当然メーカーの車の型式指定、型式認定、こういうときの審査には使いたいと思ひます。

それから最後に、現在メーカーの車を動的なテストとしてどういうふうな扱っているかということとでございますが、まず一つやつておりますことは、型式指定の車をメーカーの新しい車でテストをいたしませんで、メーカーの段階でたとえば乗用車で三万キロ走った状態を人為的につくらせまして、結局走らせまして、その走った車の状態を型式指定のモデル車として提供させる、こういう方法をとっております。こういう形で、ある使用状態を相当経過した形、あるいはとにかく安全に道交法その他の法規を守った状態で走れたもの、こういうものを提供させた上で審査をする、こういう手段をとっております。

○林(百)委員 これで終わります。

○菅委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○菅委員長 これより討論を行なうのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

○菅委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 村田敬次郎君、山口鶴男君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもつて、ただいま議決いたしました法律案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。村田敬次郎君。

○村田委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、道路交通法の一部を改正する法律案に對して附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、現下の交通事故激増の深刻な事態に對処し、人命を尊重し、交通事故防止の徹底を期するため、左の諸点についてその対策に遺憾なきを期すべきである。

一、交通安全施設等の整備のため、交通安全施設等整備事業五カ年計画について十分な財源措置を講ずるとともに、交通情勢の変化に即応して、信号機や標識等の増設、とくに交通管制センターの拡大充実をはかるよう努めること。

二、現下の交通事情にかんがみ、運転免許資格の要件を厳格にするとともに、初心運転者の教育水準の向上をはかるため、路上練習、路上試験の実施に努めること。

三、指定自動車教習所の教習内容の充実をはかるとともに、技能指導員等の資格の水準を全国的に整備統一するよう努めること。

四、交通安全施設の整備および交通規制の実施にあつては、民間経験者ならびに地域住民の意見が十分に反映されるよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

○菅委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よつて、村田敬次郎君外三名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

国家公務員委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。荒木国家公安委員長。

○荒木国務大臣 ただいま全会一致で御決議をいただきました附帯決議につきましては、万全の措置を講じまして、遺憾なきを期したいと思ひます。

○菅委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案及び参議院から送附されました消防法の一部を改正する法律案、以上三案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給の年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかる年金の額の改定措置に準じて改定する必要があると見られます。このほか遺族年金を受けることができる遺族の範囲の拡大及び退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給の年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等についてもその年金額を増額することとし、昭和四十五年十月において実施いたしました年金改定の基礎であるいわゆる二万円ベースの給料の増額率一・八八九六四を昭和四十六年一月から九月までについては一・九二八七六に、同年十月からは二・〇九〇七六にそれぞれ引き上げることとしております。

第二は、恩給制度及び厚生年金制度の改正に伴い、地方公務員等共済組合法の規定により支給する退職年金、遺族年金及び障害年金の最低保障額を引き上げるとともに、すでにこれらの年金の受給権が生じている者についても、新たに改正後の最低保障の制度を適用することとしております。

第三は、遺族年金を受けることができる遺族の範囲を、最近における組合員及びその家族の生活の実情にかんがみ、拡大することとしております。

第四は、厚生年金制度の改正に準じ、高齢者に

対する通算退職年金の支給要件を緩和することとし、その年金額を引き上げることとしております。

第五は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、その年金額を地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の引き上げ措置に準じて引き上げるほか、地方公務員の共済制度の改正に準じ最低保障額の引き上げ、遺族の範囲の拡大等をはかることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢の変化に伴う住民の生活圏の広域化に対応して、市町村が共同して総合的かつ計画的な行政を推進することが要請されております。

このような見地から、市町村の組合に関する制度につきましても実情に即した弾力的な運営をはかることができるよう改正するほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定等につきましてもこの際整備する必要があると見られます。

次に、この法律案の内容につきましても御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体の処理すべき事務の例示中に公害の防止その他の環境の整備保全に関する事項を加えるとともに、地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営につとめなければならないこととしております。

第二に、市町村が広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整をはかり、及び総合的かつ計画的な事務の共同処理をするために設ける市町村の一部事務組合につきましても、法律上これを連合と略称いたしましたして、この連合に關し次のような規定を設けることとした

してあります。

その一は、連合の共同処理する事務が連合を構成する市町村相互間で相違することがあつても差しつかえないものとする規定であります。

その二は、連合の共同処理する事務の変更に伴う連合の規約の変更は、あらかじめ連合の規約で特別の定めをしていないときは、関係市町村の議会の議決を経て協議を要せず、連合の議会の議決により行なうことができるものとする規定であります。

その三は、連合の規約には、連合の作成する計画の項目を規定するほか、連合の議会の議決方法について特例を規定することができるものとする規定であります。

その四は、連合には、管理者にかえて理事会を置くことができるものとする規定であります。

その五は、連合の議会の議員は、管理者または理事と兼ねることができるものとする規定であります。

その六は、連合に事務局を置く場合における権限の委任に関する規定であります。

第三に、監査委員の任期等に関する規定及び地方公共団体の処理事務等を掲げた別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行なうこととしてあります。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

最後に、消防法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における産業経済の発展及び科学技術の進歩に伴い、火災の原因及び態様は、ますます複雑多様化してまいっております。特に、近年の石油産業の目ざましい発達、新たな危険物の出現等危険物の種類の多様化、危険物の貯蔵取り扱ひ量及び危険物施設数の増加、危険物移送の大量化等をもたらしております。また、最近において、旅館、病院、中高層建築物等の火災による人命事故が頻発していることも御承知のとおりであります。

こうした事態に対処するため、今回消防法を改正し、危険物の保安の確保をはかるため、危険物の品名の整理及び指定数量の合理化、危険物取扱者制度の整備、タンクローリーによる危険物の移送の監視等の措置を講ずるとともに、旅館、病院、中高層建築物等における防火管理の徹底をはかるため、防火管理者の選任命令等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、危険物の保安を確保するため、次の三点について所要の措置を講じようとするものであります。

第一点は、危険物の品名の整理及び指定数量の合理化についてであります。

現在、危険物の範囲は、その大半が個別の物品名をあげることにより定められていたため、新たに危険物として規制すべき物品が出現しても、そのつど法改正を行なわなければならない危険物として取り扱うことができないという不都合な結果が生ずることとなつておりますので、今回これを改め、危険物として規制すべき危険性のある物品を、その性状に依りて一定の基準により分類し、その基準に該当する物品は、個別に品名をあげることなく危険物の範囲に含まれることとなるよう措置することとしました。これにより、現在危険物とされていない固体のアルキルアルミニウム等も危険物として取り扱われることとなります。また、危険物として規制されることとなる最低数量、いわゆる指定数量についても、それぞれ危険物の危険性に応じ、その合理化をはかることとしてあります。

第二点は、危険物取扱者制度の整備についてであります。

現在、危険物取扱主任者免状の交付を受けた者であっても、事業主によって危険物取扱主任者に選任されない限り、危険物の取り扱い作業ができ

ないこととされていますが、このことは必ずしも合理的でないものと考えられますので、今回、免状の交付を受けた者は、すべて危険物の取り扱い作業ができることとし、あわせて危険物取扱主任者の名称を危険物取扱者に改めることとしました。また、危険物取扱者制度には、現行の甲種及び乙種のほかに、たとえば灯油を販売する新炭業者のように、特に限定された危険物のみを取り扱う者に対する簡易な資格として、新たに丙種の危険物取扱者制度を設けることとしております。

第三点は、タンクローリーによる危険物の移送の監視についてであります。

最近におけるタンクローリーの増加、交通事情のふくそう等にかんがみ、危険物の移送の保安を確保するため、タンクローリーにより危険物を移送する場合には、危険物取扱者をこれに乗車させることとする等、タンクローリーによる危険物の移送の保安体制を確立することとしております。

第二は、旅館、病院、中高層建築物等における防火管理の徹底についてであります。

旅館、病院、中高層建築物等多数の者を収容する建築物においては、防火管理者を選任して防火管理上必要な業務を行なわせなければならぬことになっております。しかしながら、現実には、防火管理者を選任していなかったため、火災予防上重大な支障が生じた事例の多いことにかんがみ、消防機関が防火管理者の選任を命ずることができることとする等、防火管理の一そうの徹底を期することとしております。

第三は、救急業務を行なう市町村の指定方式の改善についてであります。

現在、救急業務は、政令で定める基準に該当する市町村に実施義務が課されておりますが、この義務づけを個々の市町村を政令で指定することにより行なうこととし、市町村の救急需要の実態に即した義務づけが行なわれるよう、その合理化をはかりとするものであります。

以上が消防法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長 次に、華山親義君外六名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案及び華山親義君外六名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。山口鶴男君。

地方財政法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山口（鶴）議員 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、近年、わが国の高度経済成長は著しいものがありますが、その発展のもとで、地域社会の一方の極に過密を他の極に過疎現象を突出させており、これに伴う地域環境の整備、公害対策、住民福祉の増進など、社会資本充実のための地方行政施策による諸措置は、今日、緊急課題となっております。

しかしながら、これらの需要に対する国の財政措置はきわめて不十分であり、かつ、国の事業計画の多くが地方公共団体に転嫁されるなど、国と地方間の財政秩序の改善が必要となっております。同時に、都道府県と市町村間、または地方公共団体と地域住民の間の財政秩序についても同様の課題を惹起しており、その改善措置が要請されております。

このような現状にあつて、昭和四十六年度地方財政計画においても、行政経費の効率化、適正な行政運営、地方財源の確保並びに住民負担の軽減合理化の推進などがうたわれておりますが、地域の実態は、寄付金、負担金など、いわゆる地域

住民に対する強制的な税外負担が増強されており、特に、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校における父母負担の増大はきわめて憂慮すべき状況にあります。

すなわち、文部省調査による昭和四十三会計年度における学校教育費のみの父母負担の実態を見ても、年間児童生徒一人当たり負担額は、小学校二万四千五百五十五円、中学校二万七千五百二十円、全日制高等学校五万五千八百三十四円となっており、これを全児童生徒数によって換算推計すると実に約四千億円ともなり、四十六年度教育予算総額の約四割に相当するものとなっているのであります。

したがって、このような教育費の住民父母負担の軽減を行ない、義務教育無償並びに教育の機会均等を一そう推進するとともに、地方公共団体と住民との間の財政秩序の是正と地方財政のより健全な運営をはかることは当面の緊急事であると考えらる次第であります。

以上が、本法律案の提案理由であります。次に本法律案の内容の要旨について御説明申し上げます。

その第一は、市町村の職員の給与に要する経費並びに市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費については、地方財政法施行令により市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費として住民負担を禁止せられており、また、都道府県立高等学校の施設の建設事業費については、昭和三十八年度の地方財政法の一部改正によつて、住民にその負担を転嫁してはならないこととせられていますが、これを、地方公共団体が住民にその負担を転嫁してはならない経費として、公立小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校の職員の給与に要する経費並びに、以上の公立学校の施設の建設事業に要する経費と施設の維持、修繕に要する経費及び教育の教材並びにその他の設備に要する経費とし、これらの経費については、地方公共団体が住民に負担を転嫁することを禁止することとしたのであります。

その第二は、以上の改正案の内容に基づき地方財政法施行令による市町村立の小学校及び中学校の経費で住民に負担を転嫁してはならない経費を法律事項とするとともに、関係条項の整理をはかることとした次第であります。

以上が本法律案を提案する理由並びにその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重な負担をかける掛け金の引き上げを余儀なくいたしております。また一方、長期給付におきましても、ここ数年の異常なまでの消費者物価の上昇のもとで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情でございます。

このときあたりに、主として組合員の掛け金とそれに見合う使用主負担の財源だけで運営される共済組合におきましても、従来の保険主義の原則を廃し、大幅な国庫負担の導入により、その社会保障性格を強める必要があらわれます。かようにして短期給付、長期給付とも、組合員の負担がこれ以上過重にならないよう措置いたしますとともに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじさせるよう、前向きな措置を行なうことは、社会保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照らしましても、当然、国の責務ともいふべきものであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付並びに長期給付の充実改善をはかるため、この改正案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、短期給付に要する費用につき、新たに国庫は百分の二十相当分を負担することとしたのであります。これによりまして地方公務員等共済組合につきましては、国庫としての百分の二十、使用主としての地方公共団体百分の五十、組合員百分の三十の負担とすることにいたしております。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合についてであります。長期給付については、現在、地方公共団体が百分の五十七・五を負担しているものであります。そのうち百分の十五は地方交付税に見込まれていますが、その分を百分の二十にし、引き上げ百分の五をもって組合員の掛け金を百分の四十二・五の軽減に充て、組合員の掛け金を百分の三十七・五に引き下げることにいたしております。

第三は、短期給付にかかる掛け金の最高限を設けることについてであります。当分の間、地方公務員共済組合の短期給付にかかる掛け金の最高限を千分の三十五とすることとし、この場合におきましては、短期給付に要する費用に不足が生じますときは、国は、当該不足額相当額を組合に補助することといたしております。

第四は、退職年金の支給率についてであります。組合員期間が二十年以上である者が退職した場合に支給する退職年金の額は、組合員期間が二十年であるときは、俸給または給料年額の百分の五十に相当する額とし、組合員期間が二十年をこえるときは、一年を増すごとに、一年につき俸給または給料年額の百分の二に相当する額を加えた額とすることといたしております。この場合、そ

の額が俸給または給料年額の百分の九十に相当する額をこえることとなるときは、当該額に相当する金額を退職年金の最高限度額とすることにいたしております。

なお、退職一時金、廃疾年金、遺族年金及び遺族一時金の額についても退職年金の支給率に準じて増額することといたしております。

第五は、年金給付の算定基礎についてであります。従来その算定基礎は退職前三か年間の給料の平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇の中で、年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮し、これを退職時の給料といたしたのであります。

第六は、共済給付を受けるべき遺族の要件の緩和についてであります。すなわち現行法では、組合員の収入によって生計を維持していた者であることが要件とされている遺族については、その生計の維持が主として組合員の収入によるものでなければならぬことになっておりますが、この要件を緩和し、組合員の収入により生計の一部を維持している場合も生計維持を要件とする遺族に該当するものとするにいたしましたのであります。

第七は、遺族一時金及び死亡一時金の支給範囲の拡大と年金者遺族一時金の創設についてであります。現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ配偶者や親がいても、組合員の収入によって生計を維持していなかった場合には、給付の対象とされておられません。この際、遺族一時金及び死亡一時金は、組合員の収入によつて生計を維持していない遺族であっても、その支給を受けることができることといたしますとともに、遺族年金の支給の要件を満たしている場

合において遺族年金を受けるべき遺族がないときは、組合員の収入によつて生計を維持していなかった者に対して、遺族年金の額の十二か年分に相当する金額を年金者遺族一時金として支給することにいたしましたのであります。

第八は、退職一時金の引き上げについてであります。現在、地方公務員の共済組合においては、退職一時金の支給額は、組合員期間によりそれぞれ二十日から五百十五日分となっており、その支給額が低きに失しておりますので、国家公務員の共済組合とともに、退職一時金の底上げを行なうため、三十日から六百十五日分としたのであります。

第九は、退職金についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に療養の給付等を受けている場合には、療養の給付等の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができることになっておりますが、退職後の新たな疾病や事故に対しましては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険によらざるを得ないのであります。しかしながら、永年勤続して退職した者は、退職後二、三年の間に発病する場合があります。この間を考慮いたしますと、退職後も一定期間は医療給付等が行なえるよう改善をはかることが必要であると考へられますので、組合員期間十五年以上の者が退職した場合に、退職後五年間はなお短期給付を受けることができることといたしましたのであります。

第十は、地方職員共済組合等の運営審議会及び地方公務員共済組合審議会の委員については、共済組合運営の特殊性から共済組合員であった者のうちから職員団体等が推薦した者も委員に任命でき

るよういたしましたのであります。

第十一は、労働組合専従者の共済組合員としての継続についてであります。昭和四十三年十二月十三日において、地方公務員等共済組合法に規定する職員であった者が、在職中に地方公務員法または地方公営企業労働関係法の規定により職員団体または労働組合の役員としてその業務に就きながら従事した者がその後職員を退職した場合において、その退職の日の翌日において、職員団体または労働組合の役員であるときは、その者は、その後における職員団体または労働組合の役員である間、職員である組合員と同様に取り扱いものとしたのであります。

第十二は、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長についてであります。すなわち、この選択期限は、女子については昭和四十六年五月三十一日までとされておりますが、男子については、その期限は昭和四十四年十月三十一日に満了しておりますので、その期限をこりあらず昭和五十一年五月三十一日まで延長することといたしましたのであります。

以上、この法律案の趣旨及び内容の概略を申し述べました。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長 以上で両案に対する提案理由の説明は終わりました。

次回は、来たる五月六日木曜日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次項、次条第一項及び第二条第一項において」を「以下」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第二条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第二条第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で、昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているもの又は昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについてそれぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条中「前三条」を「前各条」に改める。
第三条の三の次に次の一条を加える。
(昭和四十六年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の四 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第三条の二第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九〇九七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三条の三第一項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3 第二条の二第三項の規定は前二項の規定により年金額を改定する場合について、第三条の二第三項の規定は前二項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。
附則第十條中「第五條の三」を「第五條の四」に改める。
別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の四の仮定給料年額		仮定給料年額	
一六二、五〇〇	円	一六五、八〇〇	円
一六六、九〇〇		一七〇、四〇〇	
一七〇、八〇〇		一七四、四〇〇	
一七六、四〇〇		一八〇、〇〇〇	
一七九、七〇〇		一八三、四〇〇	
一八六、〇〇〇		一八九、八〇〇	
一九五、〇〇〇		一九九、〇〇〇	
二〇四、五〇〇		二〇八、七〇〇	
二一三、七〇〇		二一八、一〇〇	
二二三、三〇〇		二二七、九〇〇	
二三二、六〇〇		二三七、四〇〇	
二四二、一〇〇		二四七、一〇〇	
二四八、二〇〇		二五三、三〇〇	
二五四、一〇〇		二五九、四〇〇	

二六一、一〇〇
二七一、〇〇〇
二七九、四〇〇
二八七、四〇〇
二九七、〇〇〇
三〇六、八〇〇
三一七、三〇〇
三二八、〇〇〇
三四一、四〇〇
三四九、六〇〇
三六〇、六〇〇
三七一、二〇〇
三九二、四〇〇
三九七、九〇〇
四一四、〇〇〇
四三五、五〇〇
四五九、四〇〇
四七一、四〇〇
四八三、〇〇〇
四九九、七〇〇
五〇九、三〇〇
五三七、六〇〇
五五一、六〇〇
五六六、二〇〇
五九四、四〇〇
六二二、九〇〇
六三〇、三〇〇

二六六、五〇〇
二七六、六〇〇
二八五、二〇〇
二九三、四〇〇
三〇三、一〇〇
三一二、一〇〇
三二三、九〇〇
三三四、八〇〇
三四八、四〇〇
三五六、九〇〇
三六八、一〇〇
三七八、八〇〇
四〇〇、五〇〇
四〇六、一〇〇
四二二、六〇〇
四四四、六〇〇
四六八、九〇〇
四八一、二〇〇
四九三、〇〇〇
五一〇、〇〇〇
五一九、八〇〇
五四八、七〇〇
五六三、〇〇〇
五七七、九〇〇
六〇六、七〇〇
六三三、八〇〇
六四三、四〇〇

六五三、八〇〇
六八七、二〇〇
七二〇、三〇〇
七四〇、七〇〇
七六〇、七〇〇
八〇一、一〇〇
八四一、五〇〇
八四九、六〇〇
八八一、六〇〇
九二二、一〇〇
九六二、七〇〇
一、〇〇二、八〇〇
一、〇二八、一〇〇
一、〇五五、二〇〇
一、〇七三、三〇〇
一、一五九、九〇〇
一、一八六、四〇〇
一、二二二、〇〇〇
一、二六四、二〇〇
一、二八八、一〇〇
一、三一六、四〇〇
一、三六八、七〇〇
一、四二五、六〇〇
一、四五四、九〇〇
一、四八二、六〇〇
一、五一一、七〇〇
一、五三九、八〇〇
一、五九六、六〇〇

六六七、三〇〇
七〇一、四〇〇
七三五、二〇〇
七五六、〇〇〇
七七六、四〇〇
八一七、六〇〇
八五八、九〇〇
八六七、一〇〇
八九九、九〇〇
九四一、二〇〇
九八二、六〇〇
一、〇二三、五〇〇
一、〇四九、四〇〇
一、〇七七、〇〇〇
一、一三〇、二〇〇
一、一八三、九〇〇
一、二一〇、九〇〇
一、二三七、一〇〇
一、二九〇、四〇〇
一、三三四、八〇〇
一、三九七、〇〇〇
一、四五五、一〇〇
一、四八五、〇〇〇
一、五一三、三〇〇
一、五四三、〇〇〇
一、五七一、六〇〇
一、六二九、六〇〇

一、六五三、四〇〇
一、六八一、五〇〇
一、七一〇、四〇〇

一、六八七、六〇〇
一、七一六、三〇〇
一、七四五、八〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第一の六

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇	一八四、七〇〇
一七〇、八〇〇	一八九、〇〇〇
一七六、四〇〇	一九五、一〇〇
一七九、七〇〇	一九八、八〇〇
一八六、〇〇〇	二〇五、七〇〇
一九五、〇〇〇	二二五、七〇〇
二〇四、五〇〇	二二六、二〇〇
二一三、七〇〇	二三六、四〇〇
二二三、三〇〇	二四七、〇〇〇
二三二、六〇〇	二五七、三〇〇
二四二、一〇〇	二六七、九〇〇
二四八、二〇〇	二七四、六〇〇
二五四、一〇〇	二八一、二〇〇
二六一、一〇〇	二八八、九〇〇
二七一、〇〇〇	二九九、八〇〇
二七九、四〇〇	三〇九、二〇〇
二八七、四〇〇	三一八、〇〇〇

二九七、〇〇〇
三〇六、八〇〇
三一七、三〇〇
三二八、〇〇〇
三四一、四〇〇
三四九、六〇〇
三六〇、六〇〇
三七一、二〇〇
三九二、四〇〇
三九七、九〇〇
四一四、〇〇〇
四三五、五〇〇
四五九、四〇〇
四七一、四〇〇
四八三、〇〇〇
四九九、七〇〇
五〇九、三〇〇
五三七、六〇〇
五五一、六〇〇
五六六、二〇〇
五九四、四〇〇
六二二、九〇〇
六三〇、三〇〇
六五三、八〇〇
六八七、二〇〇
七二〇、三〇〇
七四〇、七〇〇
七六〇、七〇〇

三三八、六〇〇
三三九、四〇〇
三五一、一〇〇
三六二、九〇〇
三七七、七〇〇
三八六、九〇〇
三九九、〇〇〇
四一〇、六〇〇
四三四、一〇〇
四四〇、二〇〇
四四八、一〇〇
四八一、九〇〇
五〇八、三〇〇
五二一、六〇〇
五三四、四〇〇
五五二、八〇〇
五六三、五〇〇
五九四、八〇〇
六一〇、三〇〇
六二六、四〇〇
六五七、七〇〇
六八九、二〇〇
六九七、四〇〇
七二三、四〇〇
七六〇、三〇〇
七九七、〇〇〇
八一九、五〇〇
八四一、六〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円

八〇一、一〇〇	八八六、三〇〇
八四一、五〇〇	九三一、〇〇〇
八四九、六〇〇	九三九、九〇〇
八八一、六〇〇	九七五、五〇〇
九二二、一〇〇	一、〇二〇、三〇〇
九六二、七〇〇	一、〇六五、一〇〇
一、〇〇二、八〇〇	一、一〇九、五〇〇
一、〇二八、一〇〇	一、一三七、五〇〇
一、〇五五、二〇〇	一、一六七、五〇〇
一、一〇七、三〇〇	一、二二五、一〇〇
一、一五九、九〇〇	一、二八三、三〇〇
一、一八六、四〇〇	一、三二二、六〇〇
一、二二二、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇
一、二六四、二〇〇	一、三九八、八〇〇
一、二八八、一〇〇	一、四二五、二〇〇
一、三一六、四〇〇	一、四五六、六〇〇
一、三六八、七〇〇	一、五一四、三〇〇
一、四二五、六〇〇	一、五七七、三〇〇
一、四五四、九〇〇	一、六〇九、七〇〇
一、四八二、六〇〇	一、六四〇、四〇〇
一、五一一、七〇〇	一、六七二、六〇〇
一、五三九、八〇〇	一、七〇三、六〇〇
一、五九六、六〇〇	一、七六六、五〇〇
一、六五三、四〇〇	一、八二九、四〇〇
一、六八一、五〇〇	一、八六〇、五〇〇
一、七一〇、四〇〇	一、八九二、四〇〇

に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の二・〇九〇七六を乗じて得た額(その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする)をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の四の次に次の二表を加える。
別表第二の五

別表第二の四の仮定給料	仮定給料
一三、五四〇円	一三、八二〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇
二〇、六八〇	二一、一一〇
二一、一八〇	二一、六二〇
二一、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二二、〇五〇
二三、二八〇	二三、七七〇
二三、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二五、二六〇
二五、五七〇	二六、〇九〇
二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇

二八、四五〇
二九、一三〇
三〇、〇五〇
三〇、九三〇
三一、七〇〇
三一、一六〇
三四、五〇〇
三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇

二九、〇三〇
二九、七四〇
三〇、六八〇
三一、五七〇
三三、三八〇
三三、八四〇
三五、二二〇
三七、〇五〇
三九、〇八〇
四〇、一〇〇
四一、〇八〇
四二、五〇〇
四三、三二〇
四五、七三〇
四六、九二〇
四八、一六〇
五〇、五六〇
五二、九八〇
五三、六二〇
五五、六一〇
五八、四五〇
六一、二七〇
六三、〇〇〇
六四、七〇〇
六八、一三〇
七一、五八〇
七二、二六〇
七四、九九〇

七六、八四〇	七八、四三〇
八〇、二三〇	八一、八八〇
八三、五七〇	八五、二九〇
八五、六八〇	八七、四五〇
八七、九三〇	八九、七五〇
九二、二八〇	九四、一八〇
九六、六六〇	九八、六六〇
九八、八七〇	一〇〇、九一〇
一〇一、〇〇〇	一〇三、〇九〇
一〇五、三五〇	一〇七、五三〇
一〇七、三四〇	一〇九、五七〇
一〇九、七〇〇	一一一、九八〇
一一四、〇六〇	一一六、四二〇
一一八、八〇〇	一二一、二六〇
一二一、二四〇	一二三、七五〇
一二三、五五〇	一二六、一一〇
一二五、九八〇	一二八、五八〇
一二八、三二〇	一三〇、九七〇
一三三、〇五〇	一三五、八〇〇
一三七、七八〇	一四〇、六三〇
一四〇、一三〇	一四三、〇三〇
一四二、五三〇	一四五、四八〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

別表第二の六

別表第二の四の仮定給料	仮定給料
一三、五四〇円	一四、九八〇円

一三、九一〇
一四、二三〇
一四、七〇〇
一四、九八〇
一五、五〇〇
一六、二五〇
一七、〇四〇
一七、八一〇
一八、六一〇
一九、三八〇
二〇、一八〇
二〇、六八〇
二一、一八〇
二一、七六〇
二二、五八〇
二三、二八〇
二三、九四〇
二四、七五〇
二五、五七〇
二六、四四〇
二七、三三〇
二八、四五〇
二九、一三〇
三〇、〇五〇
三〇、九三〇
三一、七〇〇
三三、一六〇
三四、五〇〇

一五、三九〇
一五、七五〇
一六、二六〇
一六、五七〇
一七、一四〇
一七、九八〇
一八、八五〇
一九、七〇〇
二〇、五八〇
二一、四四〇
二二、三三〇
二三、八八〇
二三、四三〇
二四、〇八〇
二四、九八〇
二五、七七〇
二六、五〇〇
二七、三八〇
二八、二八〇
二九、二六〇
三〇、二四〇
三一、四八〇
三二、二四〇
三三、二五〇
三四、二二〇
三六、一八〇
三六、六八〇
三八、一八〇

三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇

四〇、一六〇
四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四六、九六〇
四九、五七〇
五〇、八六〇
五二、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇
六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇

九八、八七〇	一〇九、三八〇
一〇一、〇〇〇	一一一、七五〇
一〇五、三五〇	一一六、五七〇
一〇七、三四〇	一二八、七七〇
一〇九、七〇〇	一二一、三八〇
一一四、〇六〇	一二六、一九〇
一一八、八〇〇	一三一、四四〇
一二一、二四〇	一三四、一四〇
一二三、五五〇	一三六、七〇〇
一二五、九八〇	一三九、三八〇
一二八、三三〇	一四一、九七〇
一三三、〇五〇	一四七、二一〇
一三七、七八〇	一五二、四五〇
一四〇、一三〇	一五五、〇四〇
一四二、五三〇	一五七、七〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の四の仮定給料の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・八八九六四の二・〇九〇七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で、」に改める。

第七十八條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第八十二條第三項中「九万六千円」を「十一万四千円」に改める。

第九十三條第二項及び第三項中「十万五千六

百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第一百四十條第三項及び第二百四條第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第二百五條第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 団体等は、団体共済組合員が団体共済組合に対して支払うべき第二百二條の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わつて団体共済組合に

払い込まなければならない。

附則第十一條第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織してゐた市町村は、当該一部事務組合の解散の日前に係る同項各号に掲げる費用で市町村職員共済組合に払込みがされてゐないもの及び同日以後に係る同項第二号に掲げる費用を自治省令で定めるところにより負担するものとする」に改める。

附則第三十六條の見出し中「廃置分合」を「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴う組合の」を「廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は共済会の」に改める。

附則第三十七條の見出し中「長期給付」を「給付等」に改め、同条中「組織してゐる市が」の下に「指定都市職員共済組合を設立することとなつたとき、又は」を加える。

附則第四十條の次に次の一條を加える。

（組合等が行なう事業の特例）

第四十條の二 組合（連合会を含む。次項において同じ。）又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。

2 組合又は団体共済組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、福祉事業に係る経理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

る施行法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるところで改正されたものとして、同項の規定を適用する。

一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下この項において「法律第七十八号」という。）による改正前の法律第八十二号附則第十九條第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第七十八号による改正後の法律第八十二号附則第十九條第三項の規定と同様に改正されたものとする。

二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。）による改正前の法律第八十二号附則第十九條第一項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の法律第八十二号附則第十九條第一項の規定と同様に改正されたものとする。

三 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）による改正前の法律第七十九條の二第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後

の国の新法第七十九条の二の規定と同様に改正されたものとする。

第三條の三第一項第五号中「昭和四十五年法律第九十九号」を「昭和四十六年法律第号」に改める。

第七條第一項第四号中「(当該外国政府又は法人に勤務する前の条例に職年が退職料の最短期間を達している者を除く。)」を削り、「(当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつた期間を除く。)」を「(当該外国政府又は法人に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二條に規定する未帰還者であると認められるもの(第十條第四号において「海外にあつた未帰還者である」と認められる期間」という。))を含む。のうちに年金条例職員期間及び恩給公務員である職員であつた期間を除いた期間」に改める。

第十條第四号中「勤務していた期間」の下に「(海外にあつた未帰還者であると認められる期間を含む。)」を加え、同條第五号中「職員となつたもの」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二條に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第十三條第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第二十條第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を

加える。

第四十一條中「十三万五千四百八十六円」を「十六万四千四百六十円」に改める。

第四十二條中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十七條第二項中「同條第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第二百二十四條第一項中「(昭和二十八年法律第六十一号)」を削る。

第三百一十一條第二項第二号中「勤務していた期間」の下に「(当該外国政府又は法人に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二條に規定する未帰還者であると認められるものを含む。)」を加え、同項第三号中「(国の職員等となつたもの)」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外国政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなかつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において国の職員等となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二條に規定する未帰還者であると認められるものを含む。、当該外国政府又は法人に)」に改める。

第四百三十三條の四第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第四百三十三條の五第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第四百三十三條の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

別表第二中「四八七、二〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「三三五、二〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「二二四、二〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二條中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項、第八十二條第三項、第九十三條第二項及び第三項並びに別表第四の改正規定並びに第三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三條第四項、第十三條第二項、第二十條第一項、第四十二條、第四百三十三條の四第二項、第四百三十三條の五第一項及び第四百三十三條の十五の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

(遺族の範囲に関する経過措置)
第二條 第二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二條第一項第三号の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用は、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)
第三條 改正後の法第四十四條第三項及び第二十四條第四項の規定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)
第四條 次に掲げる規定は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年十一月分以後適用する。この場合においては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)第五十四條の三第二項の規定を準用する。

一 改正後の法
イ 第七十八條第二項(第二百二條第三項、第二百二條及び附則第二十條第三項において準用する場合を含む。)
ロ 第八十二條第三項、第九十三條及び別表第四(これらの規定を第二百二條において

準用する場合を含む。)

二 第三條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)

イ 第十三條第二項(第五十五條第一項において準用する場合並びに第七十條、第九十二條及び第九十三條の規定によりその例によることとされる場合を含む。)

ロ 第四十二條(第五十五條第一項、第八十二條第二項、第九十三條第二項及び第九十三條第二項において準用する場合を含む。)

ハ 第四百三十三條の四第二項及び第四百三十三條の十五(これらの規定を第四百三十三條の十八において準用する場合を含む。)

2 地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、改正後の法第八十二條(同法第二百二條において準用する場合を含む。及び改正後の施行法第二十條第一項又は第四百三十三條の五第一項の規定を適用するものとならば)に通過退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通過退職年金を支給する。

3 改正後の施行法第四十一條(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。及び別表第二項の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について、同年十一月分以後適用する。この場合において、同月分から同年九月分までの廃疾年金については改正後の施行法別表第二項の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五二〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは「二四二、〇〇〇円」とする。

(恩給組合条例等の適用を受けた者の通算退職年金に関する経過措置)
第五條 恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合

法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三條第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十六年十一月分からは、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。この場合において、新たに支給されることとなるこれらの通算退職年金に相当する年金は、改正後の法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際、現に普通恩給、恩給、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第三條の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。)第七條第一項第四号の期間(同法第三十一條第一項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む。)又は第十條第四号若しくは第五号の期間(同法第三十一條第二項第二号又は第三号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号。以下「改正後の法律第五十五号」という。)附則第四十二條から第四十三條の二までの規定又はこれらに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該

期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下同じ。若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第四号又は第十條第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五號附則第四十二條から第四十三條の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に関して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理 由

昭和四十五年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格者たる遺族の範囲の拡大、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の第一部を次のように改正する。

第二條第三項第七号中「騒音防止」を「公害の防止」に、「保健衛生」を「環境の整備保全、保健衛生」に改め、同条第十四項の次に次の一項を加える。

地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければならない。

第七十條第二項第四号中「物品の」を「物品(基金に属する財産を含む。)(」に改める。

第九十七條中「三年」を「四年」に改める。

第九十九條第二項中「第十三項及び第十四項」を「第十三項から第十五項まで」に改める。

第二百八十五條を次のように改める。

第二百八十五條 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に關し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合(以下「連合」という。)については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十六條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、連合の共同処理する事務の変更又はこれに伴う規約の変更について、あらかじめ、連合の規約で特別の定めをしていないときは、その議会の議決をもつて関係地方公共団体の協議に代えることができる。

第二百八十七條第三項中「管理者」の下に「(次条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く連合にあつては、理事)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二百八十七條の二 連合の規約には、前条第一項各号に掲げるもののほか、連合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

連合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該連合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

連合には、連合の規約で定めるところにより、管理者に代えて理事会を置くことができる。連合の議会の議員は、管理者又は理事と兼ねることができる。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

連合の規約で事務局を置く場合には、管理者又は理事会は、連合の規約で定める重要事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任することを常例とするものとする。

第二百八十九條に次のただし書を加える。

ただし、第二百八十六條第一項後段の規定の適用がある場合における連合の共同処理する事務の変更又はこれに伴う規約の変更に係る財産処分については、同項後段の例による。

第二百九十一條第一項中「管理者」の下に「(管理者に代えて理事会を置く連合にあつては、理事会。次項において同じ。)」を加える。

第三編第三章中第二百九十三條の次に次の一条を加える。

第二百九十三條の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合に置かれる機関の組織及び運営その他本章の規定の適用に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

別表第一中第一号の二十三を第一号の二十五とし、第一号の二十二を第一号の二十四とし、同号の前に次の一号を加える。

一の二十三 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域振興方針に基づいて作成される市町村過疎地域振興計画について協議に応じ、市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、過疎地域における基幹道路を整備し、及び無医地区の医療の確保に必要な措置を講ずる等の事務を行なうこと。

別表第一中第一号の二十一を第一号の二十二とし、第一号の三から第一号の二十までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の定めるところにより、交通安全計画及びその実施計画を作成し、並びに交通安全計画の確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第一第九号を次のように改める。

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、土地又は建物の占有者に対し一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、並びに一般廃棄物処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第九号の三「中の」定めるところにより、ばい煙の排出を規制する「を」及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例で大気汚染状態に対応するばいじん又は有害物質に係る排出基準の特例を定め、及びばいじん又は有害物質に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている「に」改め、同表中第九号の四を第九号の六とし、同号の前に次の二号を加える。

九の四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第

百三十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例で公共用水域に排出される水の汚染状態に対応する排出基準の特例を定め、及び公共用水域の水質の測定を行なうこと。

九の五 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病が多発している地域を指定する政令の制定又は改廃について意見を述べること。

別表第一中第二十号の六を第二十号の七とし、第二十号の五を第二十号の六とし、第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の定めるところにより、勤労青少年福祉対策基本方針について意見を述べること。

別表第一第二十一号の二「中」昭和三十三年法律第百三十三号を「昭和四十四年法律第六十四号」に、「一般職業訓練所」を「公共職業訓練施設」に改め、同表第二十二号の五の次に次の一号を加える。

二十二の六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、広域の見地から定めることが相当である事項を内容とする農業振興地域整備計画を定め、又は変更すること。

別表第一第二十六号の七を次のように改める。

二十六の七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第一第二十六号の十二を次のように改める。

二十六の十二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の定めるところにより、公共の水域又は海域ごとに流域別下水道整備総合計画

を作成し、及び流域下水道(都にあつては、特別区の存する区域に係る公共下水道及び都市下水路を含む。)の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第一第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域内に標識を設置し、急傾斜地崩壊防止工事を施行し、及び急傾斜地崩壊危険区域内の災害危険区域を指定すること。

別表第一第二十八号の五中「昭和三十一年法律第七号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「日本道路公団の行う」を「日本道路公団若しくは

別表第二第一号中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同表第二号中「(二)二十を(二)の二十一とし、(二)十九を(二)の二十一とし、(二)十八を(二)の二十とし、その前に次のように加える。

(二)十九 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、市町村過疎地域振興計画を定めること。

別表第二第二号中「(二)十七を(二)の十八とし、(二)十六を(二)の十七とし、(二)十五を(二)の十六とし、(二)十四を(二)の十五とし、(二)十三を(二)の十四とし、(二)十二を(二)の十三とし、(二)十一を(二)の十二とし、(二)十を(二)の十一とし、(二)九を(二)の十とし、(二)八を(二)の九とし、(二)七を(二)の八とし、(二)六を(二)の七とし、(二)五を(二)の六とし、(二)四を(二)の五とし、(二)三を(二)の四とし、(二)二の次に次のように加える。

(二)三 交通安全対策基本法の定めるところにより、交通安全計画及びその実施計画を作成し、並びに交通安全計画の確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第二第二号(四)及び(六)を次のように改める。

(四) 水質汚濁防止法の定めるところにより、公共用水域の水質の測定を行なうこと。

(六) 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の定めるところにより、条例で指定地域における騒音の発生の状態に対応する規制基準の特例を定めること。

別表第二第二号(十一)を次のように改める。

(十一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、公衆便所及び公衆用

地方道路公社の行なう」に、「若しくは阪神高速道路公社の管理を、阪神高速道路公社若しくは地方道路公社の管理」に改め、同表第二十八号の十三を第二十八号の十四とし、第二十八号の八から第二十八号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の七の次に次の一号を加える。

二十八の八 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画に関し同意を与えること。

別表第一第三十八号中「円滑を図るため」を「円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害の発生を防止するため」に改める。

ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに一般廃棄物処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可に關する事務を行なうこと。

別表第二号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 農業振興地域の整備に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事が行なう農業振興地域の指定について協議に応じ、及び農業振興地域整備計画の策定に關する事務を行なうこと。

(二十一)の三 農用地の土壤の汚染防止等に關する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)の定めるところにより、農用地土壤汚染対策地域の指定及び農用地土壤汚染対策計画の決定について意見を述べること。

別表第二号(二十五)の四中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十五)の五を次のように改める。

(二十五)の五 都市再開発法の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第二号(二十五)の十中「定めるところにより」の下に、「都道府県が定める流域別下水道整備総合計画及び流域下水道事業計画について意見を述べ」を加え、「行なう」を「行ない、並びに下水の処理区域内におけるくみ取便所を水洗便所に改造することを命ずる等の措置を講ずる」に改め、同号(二十五)の十の次に次のように加える。

(二十五)の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域内の災害危険区域を指定すること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第二号(二十六)の五中「道路整備特別措置法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「若しくは阪神高速道路公団の管理を」、阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理」に改め、同号(二十六)の十一を(二十六)の十二とし、(二十六)の十を(二十六)の十一とし、(二十六)の九を(二十六)の十とし、(二十六)の八を(二十六)の九とし、(二十六)の七の次に次のように加える。

(二十六)の八 地方道路公社法の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に關する基本計画に關し同意を与えること。

別表第三号(五)の五を次のように改める。

(五)の五 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、過疎地域振興方針を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三号(九)中「基く」を「基づく」に、「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に、「行い」を「行ない」に、「行う」を「行なう」に改め、同号(十)の三中「及び介護手」を「介護手

当等」に改め、同号(二十)の二及び(二十)の三を次のように改める。

(二十)の二 臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の定めるところにより、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の取消し及び名称の使用の停止について主務大臣に具申し、並びに臨床検査所の登録及び名称の使用の停止に關する事務を行なうこと。

(二十)の三 廃棄物の処理及び清掃に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物に關する処理計画を定め、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業者の許可に關する事務を行ない、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させること。

別表第三号(二十五)の三を次のように改める。

(二十五)の三 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びこれらの施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三号(二十五)の四中「昭和四十三年法律第九十八号」を削り、「定め、騒音による被害についての損害賠償に關する紛争等の和解の仲介に關する事務を行なう」を「定める」に改め、同号(二十五)の四を(二十五)の五とし、(二十五)の三の次に次のように加える。

(二十五)の四 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、工場排水の処理の方法等の改善若しくは排水の停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、水質の測定に關する計画を作成し、水質の汚濁の状況を公表し、及び特定施設の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三号(二十六)の前に次のように加える。

(二十五)の六 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかつている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に關する事務を行ない、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

(二十五)の七 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害審査委員候補者名簿を作成し、並びに公害に係る紛争に關する和解の仲介、調停及び仲裁の事務を行なうこと。

別表第三第一号(二十六)の次に次のように加える。

(二十六)の三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の定めるところにより、特定建築物の届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、及び特定建築物の維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行ない、並びに特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。

別表第三第一号(三十五)中、「柔道整復師」を削り、「ききゅう師又は柔道整復師」又は「ききゅう師に、及び業務の停止」を、業務の停止及び施術所の開設の届出の受理に、「修繕若しくは改造」を「改善」に、「施術者」を「施術者等」に改め、同号(三十五)の次に次のように加える。

(三十五)の二 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の定めるところにより、柔道整復師の試験、免許及び業務の停止並びに施術所の開設の届出の受理に関する事務を行ない、施術所の使用の制限若しくは禁止又は改善を命じ、並びに施術者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)中「行い」を行ないに改め、「特定毒物研究者」の下に「対し、廃棄物の回収又は毒性の除去等を命じ、これらの者」を加え、同号(五十五)の二中「並びに被保険者又は受給権者に関する調査をする」を「被保険者又は受給権者に関する調査をし、並びに国民年金事務組合が被保険者のなすべき届出の委託を受けることを認可する」に改め、同号(五十九)の三「職業訓練の実施に関する基本的な計画」を「職業訓練計画」に改め、「技能検定の下に」並びに「職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び技能検定協会の設立、定款の変更等の認可等」を加え、「事業内」を「事業主等の行なう」に、「事業主から」を「事業主等から」に改め、「又は改善」を削り、同号(六十三)の次に次のように加える。

(六十三)の四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業者年金基金から業務の一部の委託を受けた者からその業務に関する報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

(六十三)の五 農業振興地域の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業振興地域整備基本方針の作成及び農業振興地域の指定に関する事務を行ない、市町村の定める農業振興地域整備計画を認可し、その変更を指示し、農用地利用計画の案についての審査の申立てについて裁決し、並びに市町村長の勧告に係る農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に関する協議が整わないときの調停を行なうこと。

別表第三第一号(六十六)中「農業販売業者から」を「農業販売業者及び水質汚濁性農業の使用等から」に、「指定農業」を「水質汚濁性農業」に改め、同号(七十)中「基く」を「基づく」に、「並びに小作地及び小

作採草放牧地」を「小作地」に、「行い」を行ないに、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事務を行ない、並びに開発して」に、「及び農業委員会」を「農業委員会」に、「裁決する等の事務を行う」を「裁決をし、及び市町村又は農業協同組合が草地利用権を取得することにつき土地所有者との協議が整わない場合に裁定をする等の事務を行なう」に改め、同号(七十一)の次に次のように加える。

(七十一)の二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、農用地土壌汚染対策地域及び当該地域内における特別地区を指定し、農用地土壌汚染対策計画を定め、特別地区内の農用地において指定農作物等の作付けを行なわないうように勧告し、並びに特定有害物質による農用地の土壌の汚染の状況について必要な立入調査を実施する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(七十九)を次のように改める。

(七十九) 削除

別表第三第一号(八十五)を次のように改める。

(八十五) 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の定めるところにより、育種母樹及び育種母樹林等を指定し、これらの保護及び管理のための必要な措置を講じ、生産事業者の登録等に関する事務を行ない、並びに生産事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(八十七)中「又は鳥類の卵の採取」を「鳥類の卵の採取又はキジ類及びヤマドリの販売」に、「行い」を行ないに改め、同号(八十九)の五の次に次のように加える。

(八十九)の六 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、真珠養殖等調整組合の組合員による臨時總會の招集の承認をし、組合員の請求に基づき真珠養殖等調整組合の業務又は会計の状況を検査し、及び真珠養殖等調整組合等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(九十三)の五を削り、同号(九十四)中「提出し」の下に「輸出用計量器の譲渡等に関する届出を受理し」を加え、同号(九十七)の九を九十七の十とし、九十七の八を九十七の九とし、九十七の七を九十七の八とし、同号(九十七)の六中「基く」を「基づく」に、「行う」を「行なう」に、「ガス事業者に対して導管の修理等を命ずる」を「ガス用品の販売の事業を行なう者からその事業に関し報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させる」に改め、同号(九十七)の六を九十七の七とし、九十七の五を九十七の六とし、九十七の四の次に次のように加える。

九十七の五 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の定めるところにより、電気工事業の登録に関する事務を行ない、電気工事業に對し危険及び障害の発生を防止のための必要な措置又は業務の停止を命じ、並びに電気工事業を営む者から必要な報告を求め、又は職員をして事業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中百十三の四を百十三の五とし、百十三の三を百十三の四とし、百十三の二の次に次のように加える。

百十三の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊危険区域内における水の放流、立木竹の伐採等の行為を許可し、及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等に対して急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告し、若しくは命令し、又は職員をして当該土地に立入検査させる等急傾斜地の崩壊の防止上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十五中「及び第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号百十五の六の次に次のように加える。

百十五の七 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の設立、定款その他道路の新設又は改築に附随して実施することができる業務を認可し、道路の整備に関する基本計画に關し道路管理者としての同意を与え、並びに地方道路公社からその業務及び資産の状況に關し報告を求め、又は職員をして事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十七の二を次のように改める。

百十七の二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発組合の設立及び定款等の変更、市町村の施行する市街地再開発事業に係る設計の概要、市街地再開発事業に係る権利交換計画等の認可並びに市街地再開発事業の施行のための土地の試掘及び当該業務の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復、違反建築物等の移転若しくは除却又は市街地再開発事業の適正な施行を確保するためのおそれがある場合、変更その他必要な措置を命じ、市街地再開発組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合にはこれを代行し、並びに市街地再開発組合等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助を行なう等監督上必要な措置を講じ、及び市街地再開発組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号中百二十の五を削り、百二十の六を百二十の五とし、百二十の七を百二十の六とし、同号百二十一中「昭和二十五年法律第二百一十号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号

百二十六及び同表第二号中「推薦する」を「推薦し、これらの学校に係る補助金の交付、返還等に関する事務を行なう」に改める。

別表第四第一号(一)の二中「及び介護手当を」を「介護手当等」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びこれらの施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(三)の次に次のように加える。

(三) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、工場排水の処理の方法等の改善若しくは排水の停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、及び特定施設の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行なうこと。(政令で定める市の市長に限る。)

(三) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行ない、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号六の二を次のように改める。

(六) 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業者の許可に関する事務を行ない、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十二)の次に次のように加える。

(十二) 二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより、特定建築物の届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、及び特定建築物の維持管理について改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行ない、並びに特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号十六の二中「柔道整復師を削り、」修繕若しくは改造を「改善」に、「施術者」を「施術者等」に改め、同号中十六の三を十六の四とし、その前に次のように加える。

十六の三 柔道整復師法の定めるところにより、施術所の使用の制限若しくは禁止又は改善を命じ、及び施術者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七及び十九の四から二十の六)までの規定中「第二百五十二条の十九第一項」を削り、同号(二十一)の前に次のように加える。

二十の七 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社が道路の新設又は改築に附随して実施することが出来る業務を認可し、道路の整備に関する基本計画に關し道路管理者としての同意を与え、並びに地方道路公社からその業務及び資産の状況に關し報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十二)を次のように改める。

二十二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業(都道府県が施行するものを除く)の施行のための土地の試掘及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に關する事務を行ない、並びに土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行なうこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十三から二十八までの規定中「第二百五十二条の十九第一項」を削り、同表第二号十四の二を削り、同号(二十九)を次のように改める。

二十九 農業振興地域の整備に關する法律の定めるところにより、農用地区域内の土地の所有者等に対して、土地を農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨又は農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に關し市町村長の指定した者と協議すべき旨を勧告すること。

別表第四第二号(三十中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権」を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に、「行」を「行なう」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「行い」を「行ない」に改め、「及び小作採草放牧地」を削り、同号(四十九の二)を次のように改める。

四十九の二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供し、市街地再開発事業の施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に關する事務を行ない、市街地再開発組合の課する賦課金等に係る滞納処分をし、並びに市街地再開発組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第四第二号(四十九の八)を次のように改める。

四十九の八 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)及びこれに基づく政令の定めるところに

より、標準地の価格等の公示に係る事項を記載した書面及び標準地の所在を表示する図面を一般の縦覧に供すること。

別表第四第二号(五十中「建築基準法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同表第三号(四)「第二百五十二条の十九第一項」を削り、同表第五号(中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権」を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に、「行」を「行なう」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「行い」を「行ない」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に關する事務を行ない、並びに開発して」に改め、「及び小作採草放牧地」を削る。

別表第五第二号の表中「第二百五十二条の十九第一項」を削る。

別表第六第一号の表(都道府県)の部中

統計主事 統計法第十条第二項の定めるところによる。

統計主事 統計法第十条第二項の定めるところによる。

公害苦情相談員 公害紛争処理法第四十九条第三項の定めるところによる。

統計主事 統計法第十条第二項の定めるところによる。

統計主事 統計法第十条第二項の定めるところによる。
統計主事 統計法第十条第二項の定めるところによる。
公害苦情相談員 公害紛争処理法第四十九条第三項の定めるところによる。
政令で定める市

「清掃法施行令第五条」を「廃棄物の処理及び清掃に關する法律第二十条第二項」に、計量法の検定等事務に從事する職員

計量法第二百二十五条の定めるところによる。
計量法に基づく政令で定める特定市町村

計量法の検定等の事務に從事する職員 計量法第二百二十五条の定めるところによる。
政令で定める市町村
建築主事 建築基準法第四十六条の定めるところによる。
政令で定める市

別表第七第一号の表中

都道府県防災会議 災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に關する事務

第十三条の二第三項及び第四項中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第五項中「危険物取扱主任者免状の交付を受けている者」を「危険物取扱者」に、「その危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改め、同条第六項中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改める。

第十三条の三第一項中「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第二項を次のように改める。

危険物取扱者試験の種類は、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験とする。

第十三条の三第五項中「前項」を「前各項」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同条第四項中「乙種危険物取扱主任者試験」を「乙種危険物取扱者試験」に改め、同条第三項中「甲種危険物取扱主任者試験」を「甲種危険物取扱者試験」に、「乙種危険物取扱主任者免状」を「乙種危険物取扱者免状」に改め、同項の次に次の一項を加える。

危険物取扱者試験は、前項に規定する危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年一回以上、都道府県知事が行なう。

第十三条の三の次に次の二条を加える。

第十三条の四 前条第一項に規定する危険物取扱者試験の実施に関する事務を行なわせるため、都道府県に、危険物取扱者試験委員を置く。

前項の危険物取扱者試験委員の組織、任期その他危険物取扱者試験委員に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第十三条の五 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事（自治大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行なう危険物の取扱作業の保安に關する講習を受けなければならない。

第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二 移動タンク貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。）による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。

前項の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所による危険物の移送に關し政令で定める基準を遵守し、かつ、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

危険物取扱者は、第一項の規定により危険物の移送をする移動タンク貯蔵所に乗車しているときは、危険物取扱者免状を携帯していなければならない。

第十六条の三「完成検査」の下に「（第十一條第三項ただし書の承認を含む。）」を加え、「危険物取扱主任者の試験又は危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者試験、危険物取扱者免状」に改め、「再交付」の下に「又は危険物の取扱作業の保安に關する講習」を加える。

第十六条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第二十一条の五十一第一号中「第二十一条の十九第二項、」を削る。

第三十五条の五第一項中「消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するもの」を「政令で定める市町村」に改め、同条第二項を削る。

第四十二条第一項第四号中「危険物取扱主任者」

を「危険物の保安の監督をする者」に改める。

第四十三条第一項第一号中「第八條第一項の規定」を「第八條第三項の規定による命令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第四十六条の二第一項の規定に違反した者第四十四号中第四号を第十六号とし、第三号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第十六条の四」を「第十六条の四第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十六条の二第三項の規定に違反した者四 第十六条の四第二項の規定による消防吏員又は警察官の停止に從わず、又は提示の要求を拒んだ者

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十一条第一項第二号若しくは第八号を除く、第四十二条第一項（同項第五号及び第八号を除く）、第四十三條第一項、第四十三條の二又は第四十四條第七号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別表第一類の項中 「過酸化物質」 A 五〇 を 「過酸化物質」 B 五〇 を

過酸化物質 五〇 に改め、同表第四類の項

を次のように改める。

第四類	
特殊引火物	リットル 五〇
第一石油類	一〇〇
第二石油類	二〇〇
第三石油類	二〇〇
第四石油類	二〇〇
動植物油類	三、〇〇〇
メチルエチルケトン	二〇〇
アルコール類	二〇〇
ピリジン	二〇〇
クロールベンゼン	三〇〇
第二石油類	五〇〇
第三石油類	二、〇〇〇
第四石油類	三、〇〇〇
動植物油類	三、〇〇〇

別表備考を次のように改める。

一 金屬粉 A とは、マグネシウム及びアルミニウムの粉、箔及びリボン（写真撮影用その他に用いるせん光粉を含む。）をいい、金屬粉 B とは、マグネシウム及びアルミニウム以外の金屬粉をいう。

二 特殊引火物とは、エーテル、二硫化炭素及びコロジオンのほか、七六〇ミリメートルの気圧において、液体（温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度をこえ四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）であつて、着火温度が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。

三 第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類とは、それぞれ、次に掲げる物品及び性状（七六〇ミリメートルの気圧のもとにおける性状をいう。）を有するものをいう。

イ 第一石油類とは、アセトン及びガソリンのほか、液体であつて、引火点が二二度未満のものをいう。

ロ 第二石油類とは、灯油及び軽油のほか、液体であつて、引火点が二二度以上七〇度未満のものをいう。

ハ 第三石油類とは、重油及びクレオソート油のほか、温度二〇度で液状であるものであつて、引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいう。

ニ 第四石油類とは、ギヤ油及びシリンドライ油のほか、温度二〇度で液状であるものであつて、引火点が二〇〇度以上のものをいう。

四 アルコール類には、フェーゼル油及び変性アルコールを含む。

五 動植物油類とは、七六〇ミリメートルの気圧において、温度二〇度で液状である動

植物油類であつて、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものである。

六 セルロイド類とは、ニトロセルロースを主材とした製品、半製品及び屑をいう。

七 ニトロ化合物とは、二硝基以上を有するものをいう。

八 濃硝酸とは、比重一・四九以上のものをいい、濃硫酸とは、比重一・八二以上のものをいう。

九 塗料類その他品名の異なる危険物を混合したもの、の属する品名は、自治省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は昭和四十七年一月一日から、第十六条の二及び第十六条の四の改正規定、第四十三条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く)並びに第四十四条の改正規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(別表の改正規定にあつては、当該改正規定の施行の日。以下「施行日」という)前に改正前の消防法(以下「旧法」という)の規定に基づいてされている許可の申請、届出その他の手続又は旧法の規定に基づいてされた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法(以下「新法」という)の相当規定に基づいてされた手続又は処分とみなす。

3 昭和四十七年一月一日において現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新たに新法第十一条第一項の規定による許可を受けなければならぬこととなるものについては、同項の規定は、同年十二月三十一日までの間、適用しない。

4 昭和四十七年一月一日において現に旧法第十条の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十条第四項の技術上の基準に適合しないものについては、同年十二月三十一日までの間、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第十三条の第二項の規定により甲種危険物取扱主任者免状又は乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者は、それぞれ新法第十三条の第二項の規定により甲種危険物取扱主任者免状又は乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第十三条の第三項に規定する甲種危険物取扱主任者試験又は乙種危険物取扱主任者試験に合格している者は、それぞれ新法第十三条の第三項に規定する甲種危険物取扱主任者試験又は乙種危険物取扱主任者試験に合格した者とみなす。

7 都道府県知事は、新法第十三条の第三項に規定する丙種危険物取扱主任者試験を、施行日から昭和四十七年九月三十日までの間において、少なくとも二回以上行なうように努めなければならない。

8 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の一部改正)

9 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改める。

理由

最近における火災の実態にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物取扱者制度の整備、危険物の品目の追加及びその数量の合理化並

びにタンク・ローリーによる危険物の移送の監視等の措置を講ずるとともに、旅館、中高層建築物等における防火管理の一層の徹底を図るため、消防機関がこれらの建築物等の関係者に對し防火管理者を定めるべきことを命ずることができ、こととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和三十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三を次のように改める。

(地方公共団体が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 地方公共団体は、法令の規定に基づき当該地方公共団体の負担に属するものとして、住民に對し、直接である間接であるを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下この条において「公立学校」という)の職員の給与に要する経費

二 公立学校の施設の建設事業に要する経費

三 公立学校の施設の維持及び修繕に要する経費

四 公立学校における教育の教材その他の設備に要する経費

第二十七条の四の見出しを削り、同条中「市町村は、」の下に「前条に規定するものは、」を加える。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

理由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、公立学校に係る経費について、住民に負担を転嫁

してはならないこととするよう規制を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七條第二項中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、地方公務員法第五十二條の職員団体又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五條(同法附則第四項において準用する場合を含む)の労働組合(以下「職員団体」と総稱する。)で当該組合の組合員である職員が組織するものが推薦した者を含む。)」を加える。

第四十四條第二項中「一月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十四條の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十七条中「又は遺族一時金」を、「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十八条第六項中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十四条の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「その者の退職の際第八十三

条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額(公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額)とあるのは、「その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)
第九十八条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務に

よらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額(同項第一号に該当する場合においては、第九十七條の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く)の十二分分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第百零条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)
第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは、「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは、「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く)」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛

金」の下に「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五、国の負担金百分の二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二

条の職員団体又は地方公務員企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第四項において準用する場合を含む)の労働組合(以下「職員団体」と総称する)を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に「第二号」を加え、「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは、「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第百十六條第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第百二十三條第二項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む)」を加える。

第百三十五條中「以下この章」を「第百三十七條及び第百三十八條」に改める。

第百四十條第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)
第百四十條の二 組合員期間(政令で定める期間を含む)が十五年以上である者が退職した場合に、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組

合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定(第四章第二節第三款の規定を除く。)を適用する。この場合においては、第二章第一項第三号中「職員が死亡以外の事由により職員でなくなることを除く。」とあるのは「第百四十条の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなることを除く。」とあるのは「第百四十条の二第三項又は第三号に該当するに至つたときは、その日」と、第四十八条第一項中「第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百四十条の二第四項の規定により掛金」と、第百四十条第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第百四十条の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

- 一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。
- 二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)の資格を取得したとき。
- 三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く。)の資格を取得したとき。
- 四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨をその組合に申し出たとき。

4 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

5 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十一條第一項後段中「並びに地方公共団体を」と、地方公共団体に、「の負担金」を「の負担金及び組合の負担金をもつて」に、「同項第一号、第三号及び第四号を」と同項第一号から第四号までを、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を」と前条第二項後段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定給料」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第百四十二條第二項の表のうち第二條第一項第五号の項中「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第四号」に改め、同表のうち第六十三條第一項及び第三項、第六十五條第一項、第七十一條(見出しを含む)、第七十二條、第七十三條、第七十八條第三項第二号、第八十二條第三項第二号、第八十八條第四項及び第五項、第九十二條第一項、第百十四條第二項及び第三項並びに第百十五條第一項及び第三項の項中「第八十八條第四項及び第五項を」と「第八十八條第四項及び第六項」に改め、同表のうち第八十八條第六項の項中「第八十八條第六項」を「第八十八條第七項」に改め、同表のうち第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」を、「の負担金及び地方公共団体に」に改め、同表中第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第四項の項を次のように改める。

第百四十二條第二項の表中第百十三條第三項、第百十六條第一項、第百三十四條(見出しを含む)、第百三十六條第二項及び第百三十九條の項を次のように改める。

第百十三條第二項第一号	第百十三條第二項第二号	第百十三條第二項第三号から第五号まで	第百十三條第四項
国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の四十二・五	地方公共団体の負担金	職員団体の事務にもつぱら従事する職員である組合員
国の負担金百分の七十	国の負担金百分の六十二・五	国の負担金	専従職員(国家公務員法第百八條の二の職員(以下「職員」という。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。である組合員
		及び職員団体の負担金	
		「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」とする。	

第百十六條第一項	第百三十四條(見出しを含む)	第百三十六條第二項	第百三十九條	第百四十條の二第二項後段
国若しくは地方公共団体	地方公共団体	国	国	掛金の標準となつた給料
				掛金の標準となつた俸給

第百四十二條に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三條第二項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての国の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れられるものとする。

第百九十九條中「第五号」を「第四号」に改め

第二百条中「月以前の団体共済組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六金該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第二百二條中「第二條第一項第三号、第二項及び第三項」を「第二條第二項」に、「第四十五條」を「第四十四條の二」に改め、同条の表中第二條第二項の項を削り、同表のうち第八十八條第五

項の項中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改め、同表中第九十七条の項の次に次のように加える。

第九十八条の二第一項第一号から第三号まで	公務傷病	
	公務傷病	業務傷病
第九十八条の二第二項第四号	公務	業務

第二百二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中又は第九十三条第一項第二号を「第九十三条第一項第二号又は第九十八条の二第二項第二号」に改める。

第二百三条第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の三十七・五」に改め、同項第二号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(退職した者が職員団体の役員である場合の取扱ひ)

第十八条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員(第四百二十二条第一項第一号に規定する職員(国家公務員共済組合法第二百二十六条の四第一項に規定する職員を除く。))を含む。以下この条において同じ。であつた者のうち地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業労働関係法第六条第一項ただし書の規定により職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事した者

が退職した場合において、当該退職の日の翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。)」の負担金」とあるのは、職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号、第二号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用については、必要な事項及び同項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)

第二十五条の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第二項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。)」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたらば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第三十二条を次のように改める。
(短期給付に係る給料と掛金との割合の特例等)

第三十二条 組合は、当分の間、短期給付に係る第百十四条第二項に規定する給料と掛金との割合を千分の三十五以内において定めなければならない。

2 国は、当分の間、組合の短期給付に要する費用につき、第百十三条第二項第一号に規定する負担割合をもつて当該費用を負担することとしたならば第百十四条第二項に規定する給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合においては、当該組合に對し、政令で定めるところにより、当該組合の前事業年度の各月の初日における組合員の給料の合計額(以下この項において「給料合計額」という。)に当該給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合における当該割合を乗じて得た金額から給料合計額に千分の三十五を乗じて得た金額を控除した金額を補助する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に關する経過措置(第四十五條・第四十六條)」を「第三款 年金者遺族一時金に關する経過措置(第四十五條・第四十六條)」に改める。

第二款第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律(第十三章及び第十三章の二を除く。)において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る年金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る

る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十四条の三に規定する遺族をいうものとする。

第三十六条各号列記以外の部分中「(新法第二十一条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ。)」を削る。

第二章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に關する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十六条の二 新法第四章第三節第四款中第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に關する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第四十六条の三 新法第九十八条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く。)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十六條の四 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八
条から第十号までの規定による退職年金を
受ける権利を有するものが公務傷病によら
ないで死亡した場合において、遺族年金を
受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合
員が公務傷病によらないで死亡した場合で
あつて、その死亡を退職とみなしたならば
第八号から第十号までの規定により退職年
金を受ける権利を有することとなる場合に
おいて、遺族年金を受けるべき遺族がない
とき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。
(特例による退職年金の受給権者に係る年金
者遺族一時金の額に関する特例)

第四十六号の五 前条第一項各号の規定による
年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金
額から第二号又は第三号に掲げる金額を控除
した金額(第二号又は第三号に掲げる金額が
ないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合にお
いて遺族年金を受けるべき遺族がいたとし
たならば受けるべきこととなる遺族年金の
額の十二分分に相当する金額

二 前条第一項第一号に該当する場合におい
てすでに支給を受けた退職年金(第十五条
に規定する退職料及び共済法の退職年金を
含む)、減額退職年金又は共済法の廃疾年
金の額があるときは、その総額

三 第四十四号の規定により遺族年金から控
除すべき額がある場合においては、同条第
二項の規定により控除すべき額又は同条第
二項の規定により控除すべき額の二倍に相
当する額の総額

第五十五号第一項各号列記以外の部分中「第
四十四号まで」の下に、第四十六号の二、第
四十六号の四、第四十六号の五」を加え、同条第

二項中「日間の期間」の下に「と、第四十六号の
五第二号中「共済法の廃疾年金」とあるのは「廃
疾年金共済法の廃疾年金を含む。」を加える。
第六十一号中「及び第三十五号を」と、第三十
五号、第四十六号の二及び第四十六号の三」に
改める。

第八十五号の二を第八十五号の四とし、第八
十五号の次に次の二条を加える。
(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受
給資格に関する特例)

第八十五号の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給
しない。ただし、次条の規定により計算した
金額がないときは、年金者遺族一時金は、支
給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年
未満である者で第六十七号第一項又は第二
項の規定による退職年金を受ける権利を有
するものが公務傷病によらないで死亡した
場合において、遺族年金を受けるべき遺族
がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年
未満である者が公務傷病によらないで死亡
した場合であつて、その死亡を退職とみな
したならば第六十七号第一項又は第二項の
規定により退職年金を受ける権利を有する
こととなる場合において、遺族年金を受け
るべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。
(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額
に関する特例)

第八十五号の三 前条第一項各号の規定による
年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたならば受けるべきこととなる
遺族年金の額の十二分分に相当する金額と

し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六号の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第六十七号第四項の規定は、前項の場合に
おいて、前条の規定を適用しないものとして
算定するときに準用する。

第八十六号中「第六十七号第二項」の下に「と、
第八十五号の三第一項中「第四十六号の五」とあ
るのは「第五十五号第一項において準用する第
四十六号の五」を加える。
第八十五号の二を第八十五号の四とし、第八十五
号の次に次の二条を加える。
(警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に
関する特例)

第八十五号の二 次の各号の一に該当する場合に
は、当該各号に規定する者の遺族に、年金者
遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給し
ない。ただし、次条の規定により計算した金
額がないときは、年金者遺族一時金は、支給
しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者で第八十九号第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者が公務傷病によらないで死亡した場合
であつて、その死亡を退職とみなしたなら
ば第八十九号第一項又は第二項の規定によ
り退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。
(警察職員の年金者遺族一時金の額に関する
特例)

第八十五号の三 前条第一項各号の規定による年
金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺族
がいたとしたならば受けるべきこととなる遺
族年金の額の十二分分に相当する金額とし、
当該年金者遺族一時金からの控除について
は、第四十六号の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第八十九号第四項の規定は、前項の場合に
おいて、前条の規定を適用しないものとして
算定するときに準用する。

第八十六号中「年数」の下に「と、第八十五号の
三第一項中「第四十六号の五」とあるのは「第五
十五号第一項において準用する第四十六号の
五」を加える。
第八十九号の二を第八十九号の四とし、第八
十九号の次に次の二条を加える。
(消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格
に関する特例)

第八十九号の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給
しない。ただし、次条の規定により計算した
金額がないときは、年金者遺族一時金は、支
給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者で第九十号第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと

き。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第百十條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條の二第一項第三号の規定は、適用しない。
(消防組合員の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第百二十條の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分の一に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六條の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第百十條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第百二十一條中「第百十條第二項」の下に「と、第百二十條の三第一項中「第四十六條の五」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第四十六條の五」を加える。

第百三十四條第一号中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。
第百四十三條の十六中「第二條第一項第三号」を「第四十四條の三」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第百四十三條の十六の二 新法第二百二條において準用する新法第九十八條の二の規定中同条第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共済組合員期間)
第百四十三條の十六の三 新法第二百二條において準用する新法第九十八條の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(業務による廃疾年金を受ける者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)
第三條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の次に次の一条を加える。
第十一條の二 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう)又は団体共済更新組合員(施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で昭和四十四年十月三十一日までに退職することとならば前条の規定の適用を受けることとなるもののうち、昭和五十一年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二

号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合(新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ)又は団体共済組合(新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ)に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項(新法第二百二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)の公布の日(以下「一部改正法の公布の日」という。)の前日までの間に退職したときは、その者に対して同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日の前日において消滅する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第四條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八條第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・七」に改める。

第八十條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

第八十一條第四項及び第五項中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第八十七條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第九十條第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第五項第二号中「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第九十一條中「百分の三十」を「百分の三七・五」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の十二・五」に改める。

第九十三條第一項第一号中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同項第三号中「百分の十」を「百分の十二・五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二・五」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

第九十七條中「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第二百二條第二項中「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第百六條第一項中「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の二・五」を「百分の三・一三」

に改める。
第二百二条の二第三項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の二」を「百分の二・五」に改める。

附則第二十條第二項中「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同条第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。
附則第二十二條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

附則第二十四條第一項及び第二十五條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の〇・五」を「百分の〇・七五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

別表第二を次のように改める。

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三〇日
一年以上 三年未満	六〇日
一年以上 四年未満	九〇日
一年以上 五年未満	一二〇日
一年以上 六年未満	一五〇日
一年以上 七年未満	一八〇日
一年以上 八年未満	二一〇日
一年以上 九年未満	二四〇日
一年以上 一〇年未満	二七〇日
一年以上 一一年未満	三〇〇日
一年以上 一二年未満	三三〇日
一年以上 一三年未満	三六〇日

一年以上 一四年未満	三九〇日
一年以上 一五年未満	四二五日
一年以上 一六年未満	四六〇日
一年以上 一七年未満	四九五日
一年以上 一八年未満	五三五日
一年以上 一九年未満	五七五日
一年以上 二〇年未満	六一五日

別表第四の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・五」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・六二五」に、「〇・四」を「〇・五」に、「〇・三」を「〇・三七五」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項及び第二百三十三條第二項本文の改正規定並びに同法附則第十八條の次に一條を加える改正規定並びに第三条の規定は公布の日から、第四条の規定は別に法律で定める日から施行する。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に關する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方公務員等共済組合法の退職(死亡を含む。)次項において同じ。)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による

改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「新施行法」という。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に地方公務員等共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「旧法」という。)及び第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この項において「旧施行法」という。)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

(遺族に対して支給する給付に關する経過措置)
第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に關する部分の規定は、前条の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金、負担金等に關する経過措置)

第四条 新法第百三十三條第二項及び第四項、第百十六條第一項、第百四十條第四項、第百四十一條第一項(新法第百四十一條第二項において準用する場合を含む。)、第百四十二條第二項及び第七項、第二百三十三條第三項及び第四項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三條に定めるもののほか、第一条の規定

定による地方公務員等共済組合法の改正及び第二条の規定による地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に、「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)第百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合員の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「(昭和三十七年法律第百五十二號)」を削る。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、地方公務員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、地方公務員等の共済組合による長期給付の内容を改善し、及び退職者についての短期給付の特例を設けるとともに、地方公務員等の共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について新たに国がその一部の負担をすることとし、あわせて地方公務員等の共済組合の制度の円滑な運営に資するため規定を整備するほか、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することが出来る期限の延長、退職者が職員団体の役員である場合の取扱い等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七百億円の見込みである。